

令和4年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第1回東彼杵町議会定例会は、令和4年3月9日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	林田 二三 君	2 番	立山 裕次 君
3 番	口木 俊二 君	4 番	浪瀬 真吾 君
5 番	大石 俊郎 君	6 番	尾上 庄次郎 君
7 番	後城 一雄 君	8 番	浦 富男 君
9 番	森 敏則 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	職 員	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議会改革特別委員会中間報告
日程第 2	発委第 1 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 3 号 千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 4 号 東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 5 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 6 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 7 号 東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 8 号 東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 9 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第 10 議案第 10 号 東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 14 号 東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における措置の適用について
- 日程第 13 議案第 15 号 東彼杵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 14 議案第 12 号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 15 議案第 13 号 財産の処分について
- 日程第 16 議案第 16 号 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて
- 日程第 17 議案第 17 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）
- 日程第 18 議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号））
- 日程第 19 議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 14 号））
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 15 号）
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 施政方針説明（町長）
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 32 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 33 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 34 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算
- 日程第 36 報告第 1 号 専決処分に関する報告について
（令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更について）

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さん、おはようございます。定刻前ですが、全員お揃いのようにございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議会改革特別委員会中間報告

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、議会改革特別委員会中間報告の件を議題とします。

本件について委員長の発言を許します。後城議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（後城一雄君）

議会改革特別委員会中間報告書。令和元年第2回議会定例会において、特別委員会が設置されて以来、6回の会議を開き、議員の資質向上、議会活性化、開かれた議会を図るため、協議を重ねてまいりましたので、ここに中間報告をいたします。

1 委員会の開催状況

第1回 令和元年7月9日

第2回 令和元年8月1日

第3回 令和元年10月23日

第4回 令和2年2月18日

第5回 令和3年12月3日

第6回 令和4年1月11日

2 協議事項

・議員申し合わせ事項の改正

議員の資質向上を図るため、諸事項について改正した。

・日曜議会の開催

開かれた議会という趣旨のもと、令和元年第4回定例会の初日を12月8日（日）に開催した。

・ユーチューブ配信の取り組みについて

開かれた議会の充実を図るため、勉強会を開催した。

・政務活動費と議員報酬について

政務活動費については、提案議員が、議員活動を活発化させ、自分の勉強したい書物を買ったり、活動報告など、用途はたくさんある。若い議員がより活動しやすい状況を作っていかなければならないというのが一番の基本的な考えで、自分が研究、勉強したいときに、もう一つ使える活動費があれば、それを取り入れて勉強してもらいたいとの趣旨で提案された。

反対意見としては、①全国的にいろいろと問題になっている。廃止する議会があっても新設する議会はない。明らかに議会改革の流れに逆行しているものと思われる。②活動報告チェックに議会事務局職員が当たるので、本町のような少人数職員の議会では、職員の負担が大きすぎることや、世論的な部分を考慮すれば今の時期では厳しいのではないか。

賛成意見としては、金に余裕がある人が活動できる現状では、調査費の活用ができれば、大いに活動できる状況になる。

その他諸々の意見があったが、政務活動費の導入については反対多数により否決された。議員報酬等については、議員の定数や世論の動向などを踏まえ検討していくこととなった。

以上、議会改革等別委員会において協議・検討してきた事項について、中間報告といたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で中間報告の説明は終わりました。

日程第2 発委第1号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、発委第1号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長に発委を朗読させます。

○局長（有川寿史君）

発委第1号。令和4年2月28日、東彼杵町議会議長 吉永秀俊様、提出者 議会運営委員会委員長 大石俊郎。

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により提出します。

次の一部改正の案をご覧ください。

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表におきまして、改正部分は下線の部分であります。

（期末手当）の第6条第2項において、期末手当基礎額にの後の「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

附則。施行期日ですが、1、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、2、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下、この項において「基準額」という。）から、

令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下、この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。ものであります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

それでは、提出理由を申し述べます。

令和3年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与の改定等の状況を踏まえ、本町議会議員の報酬においてもこれに準じ必要な改定を行い、令和3年12月に減額できなかった期末手当の額を令和4年6月支給の期末手当で減額調整するものである。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

これから提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第1号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第3、議案第3号千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第3号千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、提案の理由といたしまして、生活交通機関利用者の利便性及び産業振興等の発展を図るための行政財産として管理するため条例を制定するものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第3号についてご説明いたします。

千綿駅舎につきましては、普通財産としており、行政目的を定めていない状態にあります。しかしながら、現況は、JR利用のため一般の方が共同で利用する公共用の施設だと考えております。今後、公共交通機関利用者の利便性や地域の発展を図るための行政財産として管理をしていくため、設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものです。

内容についてご説明いたします。条例をご覧ください。

第1条は、設置の目的を定めており、生活交通機関利用者の利便性及び産業振興、教育文化の向上その他の地域住民生活の発展を図るためとしております。第2条は、千綿駅舎の位置と名称を定めております。第3条では、管理について委託することができる旨を定めております。第4条は、委任規定を定めております。最後に、附則において、施行日については令和4年4月1日としております。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4	議案第4号	東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第5号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第8号	東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第4、議案第4号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第5号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第6号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第7号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 8 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、以上 5 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明いたします。

議案第 4 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、町行政機能の統一的なコンパクト化を図り、人口減少時代に則した自治体経営に向け、役場組織の見直しを行うため条例を改正するものでございます。

次に、議案第 5 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、令和 3 年人事院勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うため条例改正を行うものです。

次に、議案第 6 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、令和 3 年人事院勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定に準じ、特別職の給与について所要の改正を行うための条例の改正でございます。

次に、議案第 7 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、教育行政を充実させるためには、学校へ助言と指導を行える専門的職員である指導主事の配置が必要であり、その職務に相当する等級を給料表及び等級別基準職務表に追加するための条例改正でございます。

次に、議案第 8 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、班長及び団員の年額報酬の引き上げ並びに全団員の出勤報酬創設により、消防団員の処遇改善を図るためのものでございます。以上 5 件の詳細につきまして、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 4 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

改正の内容は、課組織のうち、まちづくり課を廃止し、まちづくり課の企画係を総務課へ、まちづくり課の商工観光係を農林水産課へそれぞれ移し、農林水産課を産業振興課と改称し、総務課に、新たに情報政策係を設けることとするもので、情報政策の一層の推進と行政機能の統一的なコンパクト化を図るものです。

改正内容を条文ごとに説明いたします。議案をめぐっていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

（設置）第 1 条、東彼杵町に次の課を置くという中で、まちづくり課を廃止し、農林水産課を産業振興課に名称を改め、2 ページをお開きいただきまして、総務課の事務分掌、カタカナのキ、電子計算組織の運営管理に関する事項を、同じくキ、情報政策の推進及び電子計算組織の運営管理に関する事項に改め、ク、改正前が、広報その他、他課の主管に属しない事項を、改正後ク、広報そ

の他全庁的な情報発信に関するに改め、改正後、新たにケ、町勢振興及び地域総合企画に関する事項を改正後に加え、続きましてコ、町基本構想及び過疎地域持続発展計画に関する事項、サ、企業誘致に関する事項、シ、統計、その他特命に関する事項、ス、その他他課の主管に属しない事項を総務課に加えるものでございます。

旧の(まちづくり課)を廃止し、新たに農林水産課を産業振興課に改めたうちの係の分掌として、ウ、商業及び工業に関する事項、エ、観光に関する事項をそれぞれ加えるものでございます。

施行日は令和4年4月1日から施行です。以上で、第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例です。

内容は、令和3年人事院勧告に基づき期末手当の6月、12月の支給率をそれぞれ100分の7.5ずつ引き下げ、年間支給率を前年度までの2.55月から2.40月へ、年間トータルで0.15月引き下げるものです。また、昨年12月の期末手当支給時に減額すべきだった分を令和4年6月期末手当から減ずるよう特別措置が国の方で設けられておりまして、それに準じるものでございます。

議案をめぐっていただきまして、改正条文を見ていただきたいと思います。

新旧対照表第20条第2項、期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じたところあるものを、100分の120に改めるものでございます。また、第20条第3項、再任用職員に対する前項の適用については、同項中100分の72.5とあるのは、100分の67.5と改めるもので、同様に減額するものでございます。

附則として、施行日は令和4年4月1日から施行する。第2項に特例措置を設けて、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置が設けられております。

説明をいたしますが、読み替え条文等を省略して説明いたします。

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与等に関する条例第20条第2項の規定に関わらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げられる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ということでございまして、(1)再任用職員以外の職員、127分の15を掛ける。再任用職員、72.5分の10を掛けるというふうにするものでございます。

第3項は規則への委任事項を記載しております。以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

内容は、職員と同様に、令和3年人事院勧告に基づき改定を行うものでございます。

議案をめぐっていただきまして、新旧対照表。期末手当、第3条第2項、期末手当の額は、給料月額に、従前の100分の167.5とあるのを100分の162.5とするものでございます。これに伴いまして、年間支給率は3.25月となり0.1月の引き下げとなります。

附則は、この条例の施行日が令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例事項が同様に設けられております。令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じた額を減額するものでございます。

第3項に規則への委任事項を設けております。以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

内容は、提案の理由に記載のとおり教育行政の充実のため指導主事を配置するもので、その職務に相当する給与を、長崎県教職員の再任用給料月額を参考として設定することとし、会計年度任用職員の給料表に、新たに3級を設けるものです。

議案をめぐっていただきまして、1ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、改正前1、2級に、改正後3級を設定するものでございます。給料表の第75号給まで設ける。5ページに、別表第2として等級別基準表を定め、3級の基準となる職を定めるものでございます。3級に、相当の知識又は経験を必要とする職務を新たに追加するものでございます。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。以上で、議案第7号の説明を終わります。

議案第8号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例です。

条例改正は、全国的に消防団員数が年々減少する中、減少に歯止めをかけるため、消防団員の処遇改善が消防庁から助言という形で全国に発せられたことによるものでございます。

消防団員の報酬について見直しを検討するよう通知されたものでございまして、具体的には、年間報酬基準の見直しや、出勤報酬の支給創設を行うよう求められたものでございます。

条例改正をめぐっていただいて見ていただきたいと思いますが、別表第1に団員報酬を定めておりますが、国が示した年間報酬額の基準を東彼杵町の現状を見て、基準より低いもので、班長支給額3万4000円を、班長3万7000円に年額報酬に改正し、団員3万2000円の支給を3万6500円に引き上げるものでございます。

また、東彼杵町で、これまで災害火災等への出勤報酬等を支給してきておりませんでした。今回、出勤報酬を創設するもので、国の基準が出勤報酬1回あたり8000円を標準として示されております。短時間の出勤の場合について、必要に応じて別途定める額とするため、今回、出勤報酬を日額8000円以内で町長が別に定める額ということで、8000円を基準として設定をするものでございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

議案第7号についてお尋ねをいたします。

学校への助言と指導を行えるよう専門的職員とありますけれど、今、東彼杵町内で小中3校あるわけですが、何人ぐらいこういう対象の方がおられるのか。それで、こういった内容の、主にこういった内容の仕事をされるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

現在、指導主事は配置できておりませんので、その業務を肩代わりする職として学校教育指導員

という形で教育委員会に1名配置して、やっている状況です、現状はですね。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

ということは、学校には配置されていच्छゃらないということで。私は、各学校にそういった専門的な知識を持った方がおられるのかなと思っておりましてけれど、前から教育委員会の方に校長先生あがりとか何とかがいらच्छゃったように思いをしておりますが。

そういったことで、具体的には免許を有した方、そういったことがある人が配置されるのか確認しておきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

簡単に、簡潔に設置理由を申し上げます。

1点目は、法的な面で地教行法第18条では、見識と専門的教養と経験がある指導主事を置くことと規定されております。ただ、本町の現状としては、先ほど言いましたように、非常勤の学校教育指導員を任用して、実質、指導主事の業務を肩代わりさせているという状況でございます。

職務内容は、町内小中学校の管理職や教職員への指導、助言や県との連携の業務、非常に責任が重いという職務でございます。そのために、先ほど言われたように、校長経験者を任用しております。

それから、その業務量が非常に多岐にわたっておりまして、現在、週に4日で勤務をしておりますが、処理しきれない状況になってきております。

それから、その教育指導員の給与なんですけれども、今、各学校に配置しております学習指導員と同じ時給1200円で勤務していただいているんですけれども、これからは、退職校長も再任用として、県の再任用ですね、給与は高いんですね。そちらを65歳まで取られる方が多くなってきております。そういう意味で、人材確保が難しくなっているということがあります。

これらの理由から、人材を確保するために職務内容や資格、業務量、職責に見合った給与を支給する必要があるということで、配置したいと考えておりまして、他市町の状況を見ますと、小値賀町を除いては、指導主事を配置していない町は、東彼杵町だけでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にないですか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今の関連です。校長経験者で週4日と、現状はですね。ということは、この給与表は月額となっておりますよね。ということは、今までの週4日は改めて、常勤ということで捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これは、全く新しい処遇として指導主事を設置するということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第9、議案第9号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第9号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由としまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正に伴い、条例改正を行うものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第9号についてご説明いたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、その中で国民健康保険税に関する地方税法の改正が行われましたので、東彼杵町国民健康保険税条例についても改正を行いました。

改正の内容につきましては、議案第9号資料と書かれました用紙をご覧ください。こちらでご説明いたします。この表、左側の条項欄でいいますと、第23条第2項国民健康保険税の減額という箇所をご覧ください。こちらの改正は、未就学時の保険税均等割を軽減するため、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から新設されたものです。令和4年度から未就学児分については、こちらの表に書いてある金額のとおり、半額に減額し、課税をいたします。今、ご説明した以外、その他の条項につきましては、文言の整備や条項ずれに対応するため改正を行ったものになりますので、説明は省略いたします。

最後に、施行日につきましては、一部規定の整備を除き、令和4年4月1日となります。説明については、以上となります。よろしくようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

8ページの(1)の方の前項第1号、第2号、第3号ですね、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯のそれぞれの世帯数というのがわかりますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

申し訳ございません、それぞれの世帯については想定をしておりませんで、対象世帯としては50世帯で、全体で80万円ぐらいの減額になるのではないかと想定をしております。細かい軽減ごとの世帯数については、すみませんけれど、次年度課税で所得が変わることもあるものですから、そこまでは想定はしておりませんでした。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 10 号 東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 10、議案第 10 号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 10 号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしましては、常設展示の観覧料を無料にするための条例改正でございます。詳細につきましては、教育次長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

議案第 10 号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明いたします。

町長から提案理由の説明がありましたとおり、現在 2 階の常設展示につきまして、条例に基づきまして観覧料を徴収いたしております。

今後、本町の歴史的文化遺産等の利用促進を図り、来館者の増加を促すために、常設展示の観覧料を無料にするということで、条例の一部改正をお願いするという次第でございます。

内容につきましては、めくっていただきまして新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第 7 条に観覧料の規定をいたしております。第 1 項の資料館の展示資料を観覧しようとするものは、別表第 1 に掲げる観覧料を納付しなければならない。この規定に基づきまして観覧料を徴収しておりましたけれど、第 7 条第 1 項を削除し、別表第 1 の観覧料につきましても削除をするものでございます。

附則としまして、令和 4 年 4 月 1 日から施行するというように定めております。説明は以上です。よろしくようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

現在までの、近年の入館者数あたりがどれくらいだったのかお尋ねしたいと思います。それぞれ一般とか小中学生とか高校・大学とかありますけれど、そこまでわかっているならば、2、3 年のぐらいの結果がわかっているならばお教えいただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

ここ5年ほどの平均でいきますと、8,000人。多い時は1万人を超える年もありましたけれど、ほぼ8,000人程度の実績になっております。ただ、特に令和2年度、令和3年度につきましては、コロナの関係でかなり減ってきております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

この観覧料無料というのは、去年9月、決算審査特別委員会で、議会から提案した内容ですね。年間料8万円を無料にした方が良いのではないかということで、町当局で審査して今回上がってきたと思います。

これを受けて、歴史民俗資料館で勤務しておられる職員の方の人員数に変更はあるのかどうか。なかったらなかったで結構です。ちょっと教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

昨年の決算で、議会の方からご指摘を受けまして検討して、今回、条例の改正をお願いいたしております。これまで入館者に比例しまして、観覧料自体も7万円から8万円ということで非常に額が少ないというご指摘とのご提案だったと思います。

そういったことで、実務的にはさほど事務量は掛かっていないということでしたので、この無料化に当たって、更に来館者を増やすような取り組みの方に人員を割ければと。また、重点道の駅の整備をされておまして、そちらと一帯的に活用する方法あたりもスタッフと一緒に検討していければと思っております。現時点では、特に人員を減ということは考えておりません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 11 号 東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 14 号 東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における措置の適用について

日程第 13 議案第 15 号 東彼杵町農業委員会委員の任命について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 11、議案第 11 号東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 14 号東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における措置の適用について、日程第 13、議案第 15 号東彼杵町農業委員会委員の任命について、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明をいたします。

議案第 11 号東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、農地面積減少に伴い定数を変更する必要があるため、条例改正を行うものです。

次に、議案第 14 号東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における措置の適用についてでございます。提案の理由としまして、委員の過半数を認定農業者が占めることが困難なため、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第 15 号東彼杵町農業委員会委員の任命について。提案の理由としまして、任期満了に伴う次期農業委員として、任命を行うための同意をお願いするものでございます。以上 3 件の詳細につきまして、農林水産課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

まず、議案第 11 号について町長に代わり補足説明いたします。

農地利用最適化推進委員の定数基準は、農業委員会等に関する法律施行令で定められております。区域内の農地面積、つまり町内の農地面積の ha 数を 100 で除して 1 未満の端数を切り上げて得た数字以下とされておりまして、これまでの農地面積は 1,512ha であり、定数を 16 としております。

現在、国は適正な非農地化を推進しております。本町農業委員会においても、毎年農地利用状況調査を行い、荒廃の状況や今後の利用見込みがない場合は農地台帳から除外し、併せて土地所有者、管理者に登記地目の変更を依頼しております。

この非農地化を進めた結果、3 年間で約 136ha の農地が減少し、現在農地面積が 1,379ha となっております。この面積から勘案計算した数値は 14 人となるため、本案を提出するものでございます。なお、定数の変更は、法律の規定により任期満了の場合でなければ行うことができないとされておりまして、附則で、施行日を本年 6 月 14 日としております。

続きまして、議案第 14 号について補足説明いたします。

現農業委員の任期が、本年 6 月 14 日となっております。そのため、農業委員会等に関する法律及び同法施行規則に基づき、次期農業委員及び推進委員の公募を昨年 11 月 26 日から 12 月 27 日までの期間で実施いたしました。その結果、農業委員候補者として定数 14 人に対し 14 人の推薦がなされました。

農業委員の任命については、同法第 8 条第 5 項に、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないと義務規定がございます。しかし、今回、候補者 14 人のうち認定農業者等は 5 人となっており、過半数である 8 人に達しておりません。そういった場合における特例措置として、同法施行規則第 2 条第 1 項第 2 号に、委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等とすることについて議会の同意があれば措置適用となることから、本案を提案するものであります。

続きまして、議案第 15 号について補足説明いたします。

本年 6 月 14 日に任期満了を迎える農業委員の改選について、農業委員会等に関する法律に基づき農業委員の公募、推薦手続きを行い、議案に記載されております 14 人の方を農業委員候補者に選任いたしました。

選任にあたっては 2 つの規定がございます。1 つは、法第 9 条第 3 項で、農業者等からの推薦及び募集等の結果を尊重することとされておりまして、推薦いただいた全 14 人の方、全てを選任いたしております。2 つ目は、同法施行規則第 5 条第 2 項の規定で、農業委員の任命過程の公平性、透明性を確保することとなっております。その対応として、第三者機関である東彼杵町農業委員会候補者評価委員会を設置しており、同委員会を 1 月 17 日に開催し、同日付けで会長から候補者 14 人の選任について異議なしの意見が提出されております。

つきましては、次期農業委員候補者として 14 人の方の任命にあたり、議会の同意を求めるとでございます。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 15 号をお願いします。この 14 名の今回指名される、留任というか引き続きされる、番号順で、どなたがされるのか教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

再任される方を申し上げます。番号で申し上げます。1 番、2 番、4 番、5 番、9 番、13 番、6 名でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

同じく議案第 15 号の中で、先ほど 5 名と言われましたけれど、この中でどなたが、大体わかっている気もしておりますが、差し支えなければ番号で良いですので、認定農業者はどなたなのか。それと、また、それに準じる方も認定農業者として捉えられるのかどうか。認定農業者のお宅の、例えば従業者であったりとか専従者であったりとか。それもカウントになるのか、ならないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

番号で申し上げます。認定農業者の方を申し上げますが、2 番、4 番、7 番、10 番、11 番、以上 5 名でられます。あと、認定農業者に準じる方ということで、ご家族が認定農業者という方が 5 番になられます。今回、議案第 14 号に関係するのは、認定農業者の方のみでございます。もし、認定農業者の方が 4 名以下とかいう話であれば、先ほど準じる方も含めての議案という形になるんですけど、今回、認定農業者の方が 5 名おられまして、4 名以上であれば足りるということでございますので、準じる方、今回は除いて、5 名の方が認定農業者ということで 4 分の 1 の同意を求めています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 11 号、議案第 14 号、議案第 15 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 11 号、議案第 14 号、議案第 15 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号東彼杵町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者等が過半数を占めない場合における措置の適用については、原案のとおり可決されました。

次に、これから第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号東彼杵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 14 議案第 12 号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第 15 議案第 13 号 財産の処分について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 14、議案第 12 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例、日程第 15、議案第 13 号財産の処分について、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 12 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございますが、提案の理由としまして、令和 2 年 2 月から施設の運営を休止し、今後の施設利活用にあたり、民間事業者による地域活性化及び雇用創出等などの跡地利用を図るために、条例廃止を行うものでございます。

次に、議案第 13 号財産の処分について。提案理由としまして、龍頭泉いこいの広場跡地活用事業公募要領に基づき、施設等跡地の有効活用事業者に決定された者に譲渡するためでございます。以上 2 件の詳細につきましては、まちづくり課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

議案第 12 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例並びに議案第 13 号財産の処分についての補足説明を加えます。

先に議案第 12 号につきまして説明いたします。

本施設は、令和 2 年 2 月 1 日から休園しておりますが、地方自治法 244 条 2 の規定に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例を定めております。休園後は、本施設の利用活用について、どのように活用するかを令和 3 年度中に検討することといたしておりましたが、幸い、民間事業者から譲渡による跡地活用事業提案についての相談を受けたことから、このことを機にまちづくりの観点や、将来の健全財政等を考慮しつつ、地域活性化雇用創出等に繋がるような、民間事業者による跡地活用を検討することとして、建物付きの土地を現状有姿のまま売却譲渡によって、現状活用を原則とした条件による、公募型プロポーザル方式での跡地活用事業公募によって跡地活用を図る方針を決定し、跡地活用事業公募を実施したところでございます。

このような経過を踏まえ、議案第 13 号にも関連するものでございますが、施設等の財産処分にあたっては、本施設の設置条例に基づく行政財産としては、地方自治法 238 条の 4 に基づく行政財産の管理及び処分の規定により処分の制限があり、地方自治法 238 条第 4 項の規定に基づく普通財産への変更が必要となります。よって、本条例による東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

つきましては、議案の次ページの条文をご覧ください。東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 19 号）を廃止する。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ということにいたしております。

続きまして、議案第 13 号財産の処分についてを説明いたします。

本議案に係る財産の処分については、先の議案第 12 号に係る龍頭泉いこいの広場の土地及び建物、構築物等でありますので、財産処分に係る事業の目的及びこれまでに至る経過については、大変恐縮ですが割愛をさせていただきますのでご了承ください。

財産についての詳細は、議案の 1 の処分する財産の内容による議案別表の町有財産譲渡物件一覧に記載のとおりでございます。

2 の処分の方法であります。先ほど議案第 12 号にてご説明いたしました建物付きの土地を、現状有姿のまま売却譲渡によって、現状活用を原則とした条件とする龍頭泉いこいの広場の跡地活用事業公募要領に基づく有効活用事業者への随意契約により譲渡するものであります。

続いて 3 の処分予定価格についてですが、土地の価格については 3522 万円であります。この価格は、不動産鑑定評価額の 3422 万円を超える価格であり、適正な価格の範囲内による有償譲渡となります。地方自治法 96 条第 1 項第 8 号に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産処分の予定価格 700 万円以上の不動産の売り払いについて、議会の議決を必要とするものでございます。

次に、建物及び構築物については、無償譲渡といたしておりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号による適正な対価失くしてこれを譲渡することについて、議会の議決を必要とするものでございます。なお、建物及び構築物に関する不動産鑑定評価額は、先の令和 3 年 9 月 16 日開催の全員協議会での経過説明の際に 1978 万円との報告をいたしているところでございます。なお、内訳といたしまして、建物全 20 棟で 1231 万円、構築物の遊具が 747 万円となっておりますのでご参考ください。

次に 4 の処分の相手方ですが、公募には 2 事業者がありました。公募要領に基づく選定委員会での審査の結果、記載の株式会社 NOMURA となっております。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 13 号をお願いします。この売却予定日、予定日というのは概ね決まっているんでしょうか。株式会社 NOMURA さんですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この議会の議決によって売却が決定するということになっております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議会が議決したら、今年度中に売却の手続きが終了すると捉えてよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

相手方とは仮契約を締結をさせていただいております。この議会議決を経て本契約としての効力を発するというのでいたしておりまして、議会議決後、決定しますので、令和3年度中での売却の処理を進めていくということになります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

となれば、今年度中に処置が終われば、令和4年度にいいこの広場で予算計上されている光熱水費9万円は不用額になると捉えてよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

契約は締結いたしますが、その後、不動産等の所有権登記をします。これにやはり2か月程度掛かりますので、その間の電気代として月額4万5000円の2か月分を新年度予算では試算をしまして、準備の期間相当分を計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議案第13号なんですけれど、ここには保安林が約8ha相当ありますけれど、保安林はある程度計画的に伐採すれば伐採しても良いとなっていると思いますが、保安林を良く管理していただけるような、そういった中身まで、保安林について話をよくされているのか伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この保安林につきましては、公募の段階でしっかり明記をしまして、保安林に係る関連法規等もお示しをした中で、色んな制限がありますということをご理解の上の事業提案でございます。事業計画に対しても、先ほど言いましたように、現状活用を原則としておりますので、保安林を生かした、自然を生かした、今の現在の環境を生かした事業活用ということで計画も受けているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

議案第13号の財産の処分に対して、それについて近隣の自治会から要望とかご意見とかそういうものはなかったですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

自治会からは要望はあっておりません。あっていませんが、もしあっても、例えば遊具などは切断して運んで組み立てたりするのにもものすごく経費が掛かるそうです。何とか処分ができないかなと思って、今、新年度当初予算に上げていますけれど、河川公園とか新港グラウンドとかに持って行かれないかなと検討したんですけど、こっちの方にもものすごく金額が掛かるんですね。特注して組み立てて作っているものですから。だから、それはそのままするというです。ただ、自治会からの申し出はあっていないということです。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号、議案第13号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第12号、議案第13号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号財産の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 16 号 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 16、議案第 16 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 16 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについてでございますが、提案の理由といたしまして、東彼杵町総合会館福祉センターを、長期かつ独占的に利用させるためでございます。詳細につきましては、町民課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

町長に代わりまして、補足説明をさせていただきます。

提案の理由にもありましたように、公の施設の利用及び廃止に関する条例第 2 条の規定に基づき求めるものです。現在、総合会館福祉センターを社会福祉法人東彼杵町社会福祉協議会に長期かつ独占的に利用させるにあたり提案しております。

利用する施設ですけれど、事務室の一部 27.46 m²、デイサービス各室 917.893 m²、車庫 87.551 m²です。利用させる期間については、現在、平成 24 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの契約を行っております。引き続き令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までの 10 年間を利用させていただくように考えております。説明は以上になります。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これの長期独占的な利用について、これは家賃が発生していますよね。これは年間、どの程度、町は頂いているのですか、わかったら教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

利用料につきましては、東彼杵町総合会館設置及び管理に関する条例に基づき、月額 30 万円でお貸ししております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 16 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 17 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 17、議案第 17 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 17 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画についてでございますが、提案の理由としまして、地域住民の交通不便による難渋解消対策として、交通網の整備と交通体系の確立を図るためのものがございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり議案第 17 号についてご説明いたします。

町道中岳幹線につきましては、辺地対策事業債を財源として改良工事を行うよう計画しております。辺地対策事業債を活用するためには、総合整備計画が必要となりますので、引き続き 5 年間の計画案についてご承認をお願いするものです。

総合整備計画書案をご覧ください。1 番の辺地の概況では、場所を中岳郷、辺地度点数を 109 点としております。辺地度点数は、役所や学校などの距離を算定し点数化したもので、100 点以上であれば辺地となります。

次の 2 番の公共的施設の整備を必要とする事情では、道路整備の目的を記載しております。

3 番の整備計画ですが、期間は令和 4 年度から 5 年間とし、事業費については年間 5000 万円で、総額 2 億 5000 万円とする計画としております。

めくっていただいて、地図につきましては、辺地度点数を算定するための施設や工事予定の道路を示すものとして添付しております。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これ、別名深澤道路ですよ。町長にお伺いしたいんですけど、町長はあれだから、ある程度やらなきゃいけない、議会が提案したときですね。

で、広域農道が走っていますよね。広域農道より国道寄りを整備する。地図でよくわからなかったものですから、下と考えると良いんですかね。広域農道より中岳の方なんですか。どっちなのか、ちょっと、この前説明した時は広域農道より下というふうに私は理解したもんですから、私の理解が間違っていたか確認です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

広域農道の交差点から、高峰というのがあるんですけど、あそこに、平似田から来た道と中岳に行く道と交差している。あそこら辺まで計画路線で挙げて金額も切っております。これは 2 億

5000 万円で、大体 80%が辺地債、見返りでございまして、それでも 5 年間でやはり 5000 万円ぐらい投入をしなければいけないもんですから。再三お願いをいたしておりますのは、産業建設文教常任委員会でも見てもらったんですが、その上は、もしかしたら離合か側溝の整備かで、地元の地区の方がもういいとおっしゃれば私はそれでいかせていただいて、全体金額を下げるという形でさせていただければなと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

この計画は、当初、深澤道路、約 10 億円、9 億いくらと記憶しています。昨年でしたか一昨年でしたか記憶が定かではありませんが、産業建設文教常任委員会現場を調査をさせていただき、本議会でもその報告書が挙がっております。内容につきましては、もうあまり交通量はない。また、生活している人も少ないということで、離合場所を作ってくださいと。また、作るのであれば先ほど町長が言いました高峰交差点までぐらいということで、これはそれに基づいた計画書に変更というか、そのような形になっているのかなと思っております。当初 10 年間の予定だったですよ、5 年間ではなくて。高峰まで 5 年間、その離合場所を含めて 5 年間をするということですか。確認です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

今回の計画は、広域農道と中岳幹線の交差点から 500m。先ほど町長が申しました平似田から中岳に行く交差点から 100m 程度までを 2 車線で改良いたしまして、その上の 770m を側溝改良と舗装のやり替えということで計画しております。合計で 1,270m の計画に、今回の計画はなっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 17 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 45 分）

再 開（午前 10 時 59 分）

日程第 18 議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号））

日程第 19 議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 14 号））

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、日程第 18、議案第 18 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号））、日程第 19、議案第 19 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 14 号））、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 18 号専決処分の承認を求めることについてでございます。令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号）。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5760 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 67 億 965 万円とするものでございます。

提案理由としましては、歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業費 1910 万 7000 円、営業時間短縮協力金 1938 万円などでございます。歳入の主なものは、県支出金 1783 万円、寄附金 3000 万円などでございます。

次に、議案第 19 号専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 14 号）。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2441 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 67 億 3406 万 9000 円とするものでございます。

提案理由といたしましては、歳出は、営業時間短縮協力金 2394 万円、事務費 47 万 9000 円でございます。歳入は、県支出金 2202 万 5000 円、地方交付税 239 万 4000 円でございます。以上 2 件の詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

まず議案第 18 号についてご説明いたします。

補正予算第 13 号は、新型コロナウイルス感染症の影響で、1 月 28 日から 2 月 13 日までの期間、まん延防止等重点措置が発令されたことにより、飲食店等に対し支援を行う費用を専決処分させていただいたものになります。その他、ふるさと納税関連費用等も併せて計上しております。

それでは、8 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。2 款 1 項 3 目財産管理費の 7 節報償費から 13 節使用料及び賃借料は、年末に集中的に寄附を頂くことから関連経費が不足し、追加計上いたしました。返礼品代金等、目全体で 1910 万 7000 円追加しております。また、5 目財産管理費の 24 節積立金は、歳入予算の増額に合わせ、ふるさと創生事業基金積立金を 1089 万 3000 円追加いたしました。

9 ページになります。3 款 2 項 6 目子育て世帯臨時特別給付事業費の 18 節負担金補助及び交付金では、経済対策として行っております子育て世帯臨時特別給付金は、所得制限がございましたが、所得超過世帯についても同様に、子ども 1 人あたり 10 万円の給付事業を行う費用になります。地方創生臨時交付金を財源として対応可能という国の方針を受け、給付金 220 万円の追加を行っております。

10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費の 3 節職員手当費から 11 節役務費は、まん延防止等重点措置が発令されたことにより飲食店等に対して支援を行う費用を、合計で 2540 万 4000 円計上いたしました。7 節報償費の営業時間短縮協力金は、県の営業時間短縮要請に対しご協力いただいた店舗への協力金になります。売上高に応じて異なりますけれども、1 日あたり 3 万円から 20 万円を支給し、17 日間、25 店舗分、1976 万 8000 円を計上しております。

その下の、営業時間短縮追加協力金は、今回の感染症の影響を鑑み、町独自ということになりますけれども、営業時間短縮協力店に対して、更に 1 日あたり 1 万円の追加協力金を支給する費用になり、425 万円を計上しております。10 節需用費の消耗品ですけれども、協力金の事務費用と併せて、PCR 検査キット購入費用を含んでおります。300 セットで 138 万 6000 円を計上しており、商工会を通じて希望する飲食店へ配布いたします。歳出は以上です。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。2 番歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正の財源として 977 万 4000 円追加しています。

6 ページをお願いします。17 款 2 項 5 目の商工費県補助金については、営業時間短縮協力金の 90%と事務費は県負担となりますので、1783 万円を歳入計上しております。

7 ページの 19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金は、寄附収入金として 3000 万円を追加しています。歳入は以上です。

その他、1 ページ、2 ページの第 1 表、3 ページ、4 ページの事項別明細書、11 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明を省略いたします。

続きまして、議案 19 号についてご説明いたします。

補正第 14 号は、新型コロナウイルス感染症の影響で、営業時間短縮要請が更に 3 月 6 日まで延長されました。延長期間分の営業時間短縮協力金を支給する費用を専決処分させていただいたものになります。

7 ページをお開きください。3 番歳出になります。7 款 1 項 2 目商工振興費の 7 節報償費は、営業時間短縮協力店に対する協力金で、1 日あたり 3 万円から 20 万円を支給し、21 日分で 2394 万円を追加しています。

戻りまして、5 ページをお願いします。2 番歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正の財源として、239 万 4000 円追加しております。

6 ページをお願いします。17 款 2 項 5 目の商工費県補助金は、営業時間短縮に係る県の負担分 2202 万 5000 円を計上いたしました。

戻りまして、1 ページ、2 ページの第 1 表、3 ページ、4 ページの事項別明細書、11 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明を省略いたします。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 18 号、議案第 19 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号、議案第 19 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 13 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから、議案第 19 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 14 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 20 議案第 20 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 15 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 20、議案第 20 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 15 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 20 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 15 号）でございます。

予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 7752 万 6000 円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 5654 万 3000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なもの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減額等が主であります。追加計上した主なものは、橋梁報酬事業費 4390 万円、消防第 4 分団詰所新築工事 1251 万 4000 円などでございます。歳入の主なものは、地方交付税 9649 万 8000 円、財産収入 3522 万円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 20 号についてご説明いたします。

それでは、27 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。まず最初に、このページを含め以下、歳出の減額したものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございましたが、残額、又は実績により不用だったものを減額しております。これらの説明につきましては省略させていただきます。

35 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、保険給付費の財源として、介護保険事業特別会計へ繰り出す費用 40 万 4000 円を追加いたしました。

36 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 19 節扶助費は、子どもに対する福祉医療費の助成費用を、見込みにより 201 万 8000 円追加しております。2 目児童運営費 22 節償還金利子及び割引料は、子ども子育てに関する過年分の交付金等を清算により返還する費用で、合計 61 万 7000 円追加しております。

37 ページになります。4 款 1 項 2 目予防費の 7 節報償費は、新型コロナウイルスワクチン接種に従事する看護師への謝礼費用になり、見込みから 229 万円追加いたしました。

飛びまして 40 ページをお願いします。6 款 3 項 2 目漁港管理費の 14 節工事請負費は、千綿宿エビス泊地の浚渫工事に追加費用の必要が生じ、30 万円追加いたしました。3 目水産物供給基盤機能保全事業費の 14 節工事請負費は、千綿宿西宿泊地の機能保全工事になりますけれども、こちらも追加費用の必要が生じ、320 万円追加しております。

41 ページになります。7 款 1 項 4 目道の駅管理費 14 節工事請負費は、道の駅整備に関する工事費用になりますが、新たに設置される非常用便槽に車の侵入を防ぐための柵を設置する費用と、トイレ横にありますごみ置き場をトイレ解体に伴い移設する費用とを計上しており、合計で 167 万 4000 円追加しております。

43 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 12 節委託料の橋梁補修設計業務委託料は、国の補正予算により国費の追加配分があったため、2 橋分の補修設計費用を計上しております。また、JR 跨線橋防草対策業務では、追加施工の費用を計上して、合計で 1915 万円を追加いたしました。その下、14 節工事請負費の橋梁補修工事費は、こちらも国の補正予算により国費の追加配分があったため、2 橋分の補修工事費用 2590 万円を追加しております。4 目社会資本整備交付金事業費の 12 節委託料は、大野原高原線改良工事に係る設計業務 260 万 6000 円を追加いたしました。

46 ページをお願いいたします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金は、下水道工事費用の財源として、公共下水道事業会計へ 220 万円の繰り出し費用を追加しています。

48 ページをお願いします。8 款 8 項 1 目深澤道路改良事業費の 14 節工事請負費と 16 節公有財産購入費は、本年度予算で用地取得を行うため、14 節から 16 節へ財源更生を行ったものになります。

49 ページになります。9 款 1 項 3 目消防施設費 14 節工事請負費の消防 4 分団詰所新築工事は、設計の結果、当初の工事費用では不足が生じ、1251 万 4000 円を追加いたしました。歳出については以上になります。

戻っていただいて 12 ページをお願いします。2 番歳入になります。このページ以降の歳入につきましても、交付金の実績や事業の実績等に伴い増減したものは説明を省略させていただきます。

16 ページをお願いいたします。16 款 2 項 4 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋梁改良事業費補助金は、歳出で計上いたしました橋梁補修事業の国庫補助分を追加し、合計で 1628 万 8000 円計上いたしました。

21 ページをお願いします。18 款 2 項 1 目不動産売払収入では、いこいの広場売却代金 3522 万円を収入計上いたしました。

22 ページをお願いします。19 款 1 項 4 目消防費寄附金は、一般社団法人九州地域づくり協会から防災目的の寄附を頂戴しており 48 万円を計上しております。

26 ページをお願いします。23 款 1 項 2 目土木債 1 節道路橋梁整備事業債は、橋梁補修事業の起債収入を追加し、合計で 1220 万円計上いたしました。3 目消防債 2 節防災基盤整備事業債では、4 分団詰所建設費用の増額分の財源として、940 万円を起債収入として計上しております。歳入は以上になります。

戻っていただいて、6 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正になります。6 ページ及び 7 ページに記載しております 30 の事業につきまして、年度内に事業が完了しないため繰越

しをお願いするもので、補正後の繰越明許費は、合計7億3049万1000円となります。

8ページをお願いします。第3表、地方債補正になります。こちらに上げております10事業の起債について、限度額等、補正を行ったものになります。

最後に、1ページから5ページまでの第1表、10ページ、11ページの事項別明細書、59ページ以降の給与費明細書は、ただいまの説明の積上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第21号 令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第22 議案第22号 令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第21、議案第21号令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、日程第22、議案第22号令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第21号東彼杵町令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ12億2411万1000円とするものでございます。

提案の理由としまして、歳出は、償還金及び還付加算金は60万7000円の追加計上でございます。歳入の主なものは、国民健康保険税減免のための160万円の減額。追加計上とし、県支出金特別交付金64万円、繰越金60万7000円でございます。

次に、議案第22号令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ475万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8200万円とするものでございます。

提案理由としまして、歳出は、介護認定審査会負担金の額の確定及び講演会の中止に伴い、総務費101万円減額、追加計上として返還金633万5000円などがございます。歳入の主なものは、国庫支出金171万円、支払基金交付金171万円などがございます。以上2件の詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

議案第 21 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明をいたします。

それでは、資料の 9 ページ、歳出をご覧ください。8 款 1 項 4 目その他償還金につきましては、令和 2 年度の長崎県保険給付費等交付金特別調整交付金分の交付超過額の返還のために、60 万 7000 円を追加計上いたしております。

続きまして、5 ページの歳入をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険税の減免のために、160 万円を減額計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目国庫補助金の災害臨時特例補助金につきましては、先ほどご説明いたしました保険税の減免措置に対しまして、その 6 割に当たります 96 万円を計上いたしております。

7 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目県負担金の保険給付費等交付金につきましては、保険税の減免措置に対する国補助の残りの 4 割に当たります 64 万円を、県支出金特別交付金として追加計上いたしております。

8 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、歳出でご説明いたしました国民健康保険保険者努力支援交付金の実績確定に係る特別調整交付金の交付超過額返還の財源といたしますため、留保しておりました繰越金を 60 万 7000 円追加計上いたしました。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなりますので説明を省略させていただきます。以上で議案第 21 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 22 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明をいたします。

それでは、資料の 12 ページの歳出をお願いいたします。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費につきましては、東彼地区保健福祉組合への介護認定審査会負担金の額の確定に伴いまして、101 万円減額計上いたしております。

13 ページをお願いいたします。2 款 1 項介護サービス等諸費につきましては、4 月から 2 月までの支払実績を踏まえまして、1 目居宅介護サービス給付費に 445 万 6000 円、9 目居宅介護サービス計画給付費に 90 万円を追加計上いたしました。

14 ページ以降の 2 款保険給付費につきましても同様に、4 月から 2 月までの支払実績を踏まえまして、不足が見込まれます介護給付費についてそれぞれ追加計上いたしました。

17 ページをお願いいたします。5 款 4 項 1 目保健福祉事業費につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、介護に関する講演会を中止したことに伴いまして、60 万円減額計上いたしております。

続きまして、5 ページの歳入をお願いいたします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出でご説明しました介護給付費の増加等に伴いまして、73 万 8000 円を追加計上いたしました。

6 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、歳出 2 款の保険給付費の増額 633 万 5000 円に対しまして、国の負担割合である 20%に相当します 126 万 7000 円を追加しております。

7 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目調整交付金（総合事業調整）につきましては、保険給付費の増額に対して、7%相当分の 44 万 3000 円を追加しております。

8 ページをお願いいたします。ここでは、保険給付費の増額に対しまして、支払基金の負担割合である 27%分の 171 万円を、次ページの 9 ページにつきましては、長崎県の負担割合である 12.5%に相当いたします 79 万 1000 円を、それぞれ追加計上いたしております。

10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の増額に対し、町の負担割合である 12.5%分の 79 万 2000 円を追加してございます。

その下、3 目地域支援包括任意事業繰入金につきましては、地域支援事業交付金の対象外となります在宅介護者見舞金について、一般会計にて措置するために、62 万 2000 円を追加しております。

その下、5 目その他一般会計繰入金は、東彼地区保健福祉組合への介護認定審査会負担金の額の確定に伴いまして、101 万円減額しております。

11 ページをお願いいたします。7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護に関する講演会の中止に伴いまして、歳出と同額の 60 万円を減額いたしております。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上で議案第 22 号の説明を終わります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 21 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっています議案第 22 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 23 議案第 23 号 令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 議案第 24 号 令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 議案第 25 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉永秀俊君）

続いて、日程第 23、議案第 23 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 24、議案第 24 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 25、議案第 25 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 23 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1280 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 7340 万円とするものでございます。

提案理由としまして、歳出は、業務費の委託料 180 万円、建設費の委託料 330 万円、工事請負費 770 万円、それぞれの減額でございます。歳入は、一般会計繰入金 1060 万円、町債 220 万円の減額でございます。

次に、議案第 24 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額から、歳入歳出それぞれ 330 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1480 万円とするものでございます。

提案理由としまして、歳出は、業務費運営費の委託料 80 万円、建設費の委託料 250 万円、それぞれの減額。歳入は、一般会計繰入金 120 万円、町債 210 万円の減額でございます。

次に、議案第 25 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、資本的収入及び支出の補正額が 700 万円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして 2 億 6846 万 1000 円、支出が 3 億 6296 万 1000 円でございます。

提案の理由といたしまして、工事請負費の増額見込み、水道移設補償費増額のため、企業債 480 万円、工事負担金 220 万円、工事請負費 142 万 7000 円、補償費 557 万 3000 円の追加計上でございます。以上 3 件につきまして、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 23 号から 25 号につきまして説明を加えます。

まず、議案第 23 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

です。

9 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1 款 2 項 1 目排水費です。12 節委託料においては、処理場の運転管理業務の執行残処理といたしまして、180 万円を減額しております。

10 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目建設費です。12 節委託料ですが、積算単価の特別調査を予定しておりましたが、結果といたしまして調査不要となりましたので、全額落としております。そして、公営企業化に向けての業務支援と企業会計システムの導入については、当初、特別会計の公営企業化を令和 4 年度からということと予定しておりましたが、このスケジュールを見直しまして、令和 5 年度からの移行に切り替えました。その結果、業務ともに令和 4 年度に再度予算化をさせていただきましたので、減額をいたします。14 節工事請負費にですけれど、当初、異音等をもとに更新工事を予定しておりましたが、令和 3 年度の重点点検の結果、中継ポンプの取り替えが不要となった箇所がございましたので、更新を取りやめております。その関係で 770 万円の減額となっております。

7 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳出に合わせた減額でございます。

8 ページの 7 款 1 項 1 目下水道事業債につきましては、公営企業適用債の減額となります。

3 ページをご覧ください。第 2 表地方債補正でございますけれども、先ほど説明いたしました公営企業適用債分の限度額補正となります。

4 ページをご覧ください。第 3 表繰越明許費補正ですが、用地測量及び用地費を予算化しておりましたが、この執行につきまして、国土交通省との境界立会を要する案件でございますので、立会証明を受けるまでに日数を要することが判明いたしましたので、繰越を予定をしております。

戻りまして、1 ページ、2 ページの第 1 表、5 ページから 6 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。議案第 23 号の説明は以上です。

続きまして、議案第 24 号漁業集落排水事業第 2 号補正について説明を加えます。

8 ページをご覧ください。歳出の 1 款 2 項 1 目排水費です。農業集落排水事業と同じく、処理場の執行残の減額となります。

9 ページ、建設費も農集と同じく、同じ項目での漁集負担分の減額となります。3 件とも同じ理由です。

戻りまして、6 ページからの歳入につきましてですが、こちらも 4 款の繰入金、7 款の町債、共に歳出に合わせた減額になります。

3 ページをご覧ください。第 2 表地方債補正でございますけれども、これも農集と同じく公営企業適用債分の限度額補正となります。

戻りまして、1 ページ、2 ページの第 1 表、4 ページから 5 ページの事項別明細は、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。

続きまして、議案第 25 号公共下水道事業会計の第 3 号補正について説明を加えます。

16 ページの実施計画明細書でご説明をいたします。まず、支出ですけれど、資本的支出の建設事業費において、25 節工事請負費におきまして、舗装面積の追加等による増額で、142 万 7000 円。そして、28 節補償費におきましては、千綿宿郷の污水管渠築造工事における埋設ルートの見直し等

によりまして支障となる水道管が増加いたしましたので、補償費の増額で 557 万 3000 円を追加しております。

収入ですけれど、歳出増額に合わせまして公営企業債、そして、一般会計からの工事負担金をそれぞれ増額をさせていただいております。

1 ページ、2 ページの実施計画書はこれまでの説明の積み上げとなりますので、説明を省略させていただき、3 ページから 12 ページには財務諸表を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。以上、3 件の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 26 町長の施政方針説明

○議長（吉永秀俊君）

続いて日程第 26、町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、施政方針を申し述べます。

昨年 12 月頃は、新型コロナウイルス感染者数も激減し、経済活動も再開できるのではとの期待がありました。新たな変異株のオミクロン株によって新年を迎えてから急速な感染拡大を受け、沖縄県、山口県、広島県において、まん延防止等重点措置適用が決定され、本町におきましても、令和 4 年 1 月から感染者数の増加がみられ始め、21 日から 2 月 13 日まで、長崎県を含む 1 都 12 県で新たな適用となりました。その後、県内全域が 1 月 26 日から対象地域となり、更に 1 月 27 日から 2 月 20 日まで 18 道府県が追加された後、2 県の追加があり、合わせて措置の対象が 36 都道府県に及んでいますが、長崎県を含む 1 都 12 県は収束の域が見えず、3 月 6 日までの期間延長となりました。

オミクロン株は感染力が非常に強く、しかも感染が低年齢化している現状で、爆発的な感染拡大が継続しており、予断を許しません。有効な手段として、医療従事者皆様のご協力をいただき、3 回目のワクチン接種を全力で進めているところでございます。感染対策にご協力いただいております町民の皆様方に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

職員もワクチン接種が迅速かつ確実に進めていけるよう全力で取り組んでいますが、基本的な対策として、引き続き「手洗い」「マスク」「密」を避けての換気の徹底を行っていただきますよう、ご協力を重ねてお願いいたします。

災害につきましては、昨年8月11日から17日にかけて大雨特別警報が発表され、レベル5の避難指示を発令し、命を守るための最善の行動を呼びかけたところであります。この間に、年間降水量の約半分にあたる雨量が計測され、道路、河川の甚大な被害や、国道205号の通行止めが発生し、山田川については、護岸崩壊の被害が人家まで及ぶ寸前でありました。

今まで50年に一度と言われていた大きな災害が毎年のように発生しており、住民皆様の安全、安心な生活を守るためにも、早期の災害復旧と河川の線形変更も視野に災害に備えていかなければなりません。

今回の感染症は我々に大変厳しい試練を与えている一方で、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど、未来に向けて大きく動き始めています。自由な発想や取組みによって、感染症をのりこえ、ポストコロナの持続的な経済成長の基盤づくりを目指してまいります。

道の駅「彼岸の荘」も重点道の駅として、国土交通省により整備が進められておりましたが、工事が完了いたしますので、新しく設置される情報センターを活用し、町観光協会を中心に町の観光や文化、恵まれた自然環境などの情報発信を行ってまいります。

今後、老朽化した施設の更新事業や頻発化・激甚化する自然災害への対応など、どうしても取り組まなければならない事業に対しては、可能な限り国県の補助事業を最大限に活用し、実施してまいります。

また、町単独事業につきましても、町道、河川等の整備や農林水産業、商工業の振興、生活・産業基盤について整備を進めるとともに、交流・定住の促進、生活交通の確保等を推進いたします。

過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されました。

本町のような、少ない人口、低い人口密度、脆弱な財政状況の中、行財政運営に大変苦慮しながら地域づくりに取り組んでいる状況下で、過疎法による財政支援をお願いしてまいりました。

令和4年度から過疎地域に追加指定されましたので、今後、過疎債の活用で取り組める事業の推進を図りたいと考えています。

それでは、令和4年度の主要な施策についてご説明を申し上げます。

1 地域振興と生活支援について

新型コロナウイルスの猛威により、収入減や町内商工業の厳しい現状を踏まえ、地域内消費の拡大を推進し、経済の活性化を図るため、1人5000円の地域振興券を配付いたします。

また、町内の一般家庭、商店等を対象に生活経済支援として水道基本料金3か月分の減免を行います。

2 デジタル化の推進について

総務省から令和2年12月に自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が発出され、町においても取り組みを進める必要があり、電子決裁の導入で、時間がかかる決裁のプロセスを効率化し、負担軽減と事務のスピードアップを図っていかなければなりません。

定着には時間を要することが想定され、段階的に移行する必要があるため、早期に導入するものでございます。

同時にグループウェアも導入することで、文書管理の利便性をより高めることができ、市町村振興協議会の共同導入で、安価での負担額となっています。

また、担当主管係として、4月から総務課に情報政策係を新設し、環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、住民や社会のニーズを基にサービス等を変革するとともに、業務そのものや組織、プロセスの変革を目指してまいります。

3 住民票等のコンビニでの発行について

コロナ禍であり、庁舎内対面での接触を極力減少させ、開庁時間外でも取得が可能となり、住民の利便性の向上が図られることや、また、マイナンバーの普及を目指すことを目的に、コンビニで、住民票や印鑑証明書、所得証明書等の発行を行いたいと思っていますので、マイナンバーカードの取得についても、ご協力をお願いします。

4 ゆとりある生活環境の創出について

町民にうるおいや癒し、やすらぎを与える公園として、河川を利用した他に類を見ない活用と地元の方々のご協力により、環境美化が図られている公園として、町内外からの利用客の方に大変好評である「やすらぎの里公園」は、何十年も親しまれてきました。

そのような中、訪れていただく皆さんから、子供たちが楽しめる遊具が欲しいとの意見が数多く寄せられていましたので、遊具設置を行い、屋外での遊びを充実することで、更に多くの皆様に訪れていただきたいと思います。

また、県所管のシーサイド公園の使用禁止遊具につきましては、撤去は県にお願いし、新たに町単独でレクリエーション施設として、子ども用のボルタリング等の築山広場を設置し、親子のふれあいの時間を増やし、ゆとりある生活ができればと思っています。

5 移動手段利便性の向上について

国道205号の渋滞解消に向けて、地域高規格道路「東彼杵道路」につきましては、平成6年に候補路線に指定されて以来、長い間、進展はありませんでした。

しかし、先般、概略ルートや構造の検討などを行う計画段階評価に着手されています。1月17日に社会資本整備審議会道路分科会九州小委員会が開催され、九州地方整備局が提示したルート帯3案等が了承されました。引き続き、建設の実現に向けて、県や関係市町と連携を図りながら国に対し要望活動を行っていかねばなりません。

また、生活交通路線維持費補助金も多額の支出となっており、沿線自治体距離按分割とはなっているものの、もう一度、町内利用状況を精査し、町営バスのあり方も含め、現在の交通政策を再構築するため、地域公共交通計画の策定を実施いたします。

6 農林水産業の推進について

長崎市では100年に一度といわれる開発が進み、その玄関口でありますJR長崎駅高架橋下の商業施設に、「長崎街道かもめ市場」がオープンします。今後、観光・ビジネス客など新たに年間数百万人が訪れると見込まれている中、本年2月、そのぎ茶振興協議会が特許庁に出願していた「そのぎ茶」の地域団体商標登録が完了し、地域ブランドとして確立することができました。この機をいかして、令和4年度の「日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業」を展開します。

県内対策では「長崎街道かもめ市場」のお土産専門店との連携により、店舗内に「そのぎ茶」

専用販売コーナーを常設し、アンテナショップとして販路拡大を図ります。県外対策では、九州の玄関口であります博多駅商業施設において、そのぎ茶を使ったメニュー開発や販売、人気の観光列車を利用したPR事業の実施や、4月から町名が入ったデザインに一新される「そのぎ茶リシール缶」の活用で、更に裾野が広がるものと期待しています。

また、全国茶品評会対策では、内質向上に必要な支援を行い、生産者、JA全農ながさき、JAながさき県央、県、町一体となり農林水産大臣賞と産地賞の奪還を目指します。

いちご、アスパラガス、みかん、畜産などの主要作目については、特に担い手の減少や高齢化により早急な対応が必要であり、国・県補助事業の採択が難しいものについては、町単独事業としての対応を行い、その他、有害鳥獣対策、新規就農者対策、日本型直接支払い交付金、農地利用最適化等についても、引き続き予算化し取り組みます。

なお、2050年までの脱炭素に向けた国の政策「みどりの食料システム戦略」については、その動向を注視し、関係機関と連携して対応を図ります。

林業については、森林環境譲与税を財源に、森林経営管理法に基づき、私有人工林所有者の意向を確認し、森林の適正管理に努めます。

水産業については、種苗放流や水産多面的機能発揮対策事業等による水産資源・漁業環境の改善を図るとともに、漁業担い手確保に向けた支援を継続し、漁業従事者への育成を図ります。

7 交通計画について

町営バスセンターがある農民研修センターから、バスの発着を行っていますが、信号機の撤去以来、図書室等の利用者や将来構想も含め、右折が非常に困難であります。危険防止の対策として、敷地内への出入りを信号機がある、道の駅内の町道（歴史公園線）を利用したいと考えていますので、接続するための構造物設計に入りたいと考えています。

また、町道、広域農道等の整備、維持管理についても、区長さんとの協議を行いながら、改良工事等や原材料支給も含め、対応してまいります。

8 健康推進を兼ねたスポーツの振興について

スポーツは健全な心身の発達を促し、豊かな心を養うために、重要な役割を果たしています。

すべての町民がスポーツと関わりを持つ環境の整備をしていくことが課題であり、令和3年度は町民グラウンドの整備を行いました。

新港グラウンドでは高齢者の方々が、生涯スポーツの一環として、ゲートボールやグラウンドゴルフの競技を実施されていますが、ゲームを通じて健康づくりやまちづくりにご協力いただいています。現在、グラウンドにトイレが駐車場側の1か所のみであり、郡大会等の競技の際は出場者数も増加するため、もう1か所、新設を行います。

9 建築施設・インフラ施設の整備について

役場庁舎は、本館部分が昭和36年建築で、法定耐用年数を超え、また、河岸浸食区域に位置していることから、巨大地震や頻発する豪雨によって庁舎倒壊も想定されるため、庁舎の耐震化や立地を含めた総合的な検討が喫緊の課題となっていました。

就任直後、令和元年に町職員による新庁舎整備検討委員会を立ち上げ、昨年は、議会庁舎整備特別委員会において活発な議論をいただいたところです。

新庁舎整備については、議会からの提言を基軸に据え、コロナ禍が落ち着き次第、町民皆様に丁寧に説明申し上げ、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えています。

本町では、新庁舎整備を含め、庁舎以外の多くの建築施設も老朽化が進んでいます。昨年12月に策定した公共施設長寿命化計画に沿った長期的な個々の施設整備方針につきまして、過疎債などを活用した整備を提案できればと考えています。

道路インフラ整備については、木場本線道路改良事業が令和4年9月で終了する見込みとなり、基幹町道の改良は、大野原高原線道路改良事業と中尾本線道路改良事業、辺地対策債を使った町道中岳幹線改良事業となりますので、限られた予算ではありますが、職員とともに英知を結集し、早期完成を目指します。

また、上水道インフラについては、老朽管の更新と川内地区の一部で湧水により配水池の水不足が生じていますので、法音寺地区配水池への切替え事業に着手します。

下水道インフラについては、公共下水道事業の八反田区域管路布設が完了することにより、事業が終了の見込みとなりますので、令和4年度に国道・町道の舗装工事と一部区域内の管路布設を実施いたします。

農業・漁業集落排水事業については、令和5年度の公営企業化に向け準備を進めてまいります。

各種施設整備には巨額の財政支出が必要となるため、これまでは、補助金や辺地対策債を使っただけの限られた事業となっていました。本年4月に過疎地域指定を受けると、補助金加算や多くの事業に過疎債の活用が可能となります。

まずは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に規定する「過疎地域持続的発展市町村計画」の策定を全職員一丸となって早急に取り組み、方向性を6月定例議会で説明させていただき、その後、県との協議や町民皆様のご意見を伺ったうえで、9月定例議会に議案として提案する予定で進めてまいります。

結びに、令和4年度の予算執行にあたりましては、町議会皆様方のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、可能な限り地域に出向き、町民皆様方のご意見等をお聴きし、丁寧な行政運営に努めてまいりたいと思います。

また、新たな課題へも積極的に取り組み、職員とともに総力を結集し、住み慣れた場所で、いつまでも安心して暮らせる町を目指します。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、諸施策に対しまして、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、施政方針といたします。

令和4年3月8日 東彼杵町長 岡田 伊一郎。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終16日に予定をしております。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時56分）

再開（午後13時10分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 27 議案第 26 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 27、議案第 26 号令和 4 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 26 号令和 4 年度東彼杵町一般会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 57 億 9600 万円でございます。

債務負担行為につきましては第 2 表、一時借入金の借入最高額は 2 億円と定めています。また、地方債につきましては、第 3 表でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第 26 号についてご説明いたします。

最初に、令和 4 年度東彼杵町一般会計予算概要をご用意いただき、11 ページをお開きください。11 ページの歳出の状況になりますけれども、表の一番下の合計欄になりますけれども、本年度の一般会計予算総額は、57 億 9600 万円となりました。対前年度比 2 億 9200 万円、5.3%の増となっております。

増額の要因としましては、めくっていただいて 12 ページ、13 ページをご覧ください。①の総務費では、デジタル化に伴うシステム改修費用や庁舎関係の工事費用等計上して、1 億 4168 万 9000 円の増額となっております。また⑨教育費では、中学校改修工事費用や給食費公会計化に伴う食材費用の計上等で、1 億 6445 万 8000 円の増額となりました。その他、増減内容については、こちらでまとめておりますので後ほどご参考ください。

それでは、次は横向きの書類になりますけれども、一般会計予算目別増減内訳書をご用意ください。予算の内容につきましては、時間短縮もありますので、こちらの方で増減の内訳をご説明いたします。

まず、7 ページをお開きください。歳出になりますけれども、表の一番左にページという列がございますけれども、この列の数字は予算書の各目の先頭ページを記載しております。このページの数字を使って説明いたしますが、予算書と見比べる際には、その辺りに項目が載っておりますので後ほどご活用ください。

では、歳出の表の左列で 72 ページというところから始めさせていただきます。2 款 1 項 3 目の財政管理費は、ふるさと納税事務に関する経費を前年実績から増額し、目全体では合計 2598 万 6000

円の増額となりました。

73 ページ、4 目会計管理費は、指定金融機関からの行員派遣費用について令和 4 年度から負担することとなったため新規で計上しており、目全体で 163 万 9000 円の増額となりました。

74 ページ、5 目財産管理費では、ふるさと創生事業基金積立金の増額やキュービクルの取り替え等、庁舎関係工事費用を新規で計上し、目全体では 4433 万 2000 円の増額となりました。

77 ページ、7 目企画費では、第 6 次総合計画策定支援業務委託料の新規計上や紹介動画作成業務委託料の増額等により、目全体では 812 万円の増額となりました。

80 ページ、9 目電子計算費は、デジタル化を図るための文書管理・庶務システム共同導入費用を新規計上し、その他電子化に係る費用等で、全体で 3137 万 8000 円の増額となりました。

84 ページ、11 目企業誘致対策事業費は、汚泥の蓄積量から県工業団地汚水処理施設維持管理業務委託費用を増額しており、目全体で 145 万円の増額となりました。

85 ページ、12 目公共交通事業費では、地域公共交通活性化協議会負担金として、地域交通に関する計画を策定するため、地域公共交通活性化法に基づく協議会を設立・運営する費用を新規で計上しております。その他町営バス運行業務委託料の増額等と合わせて、目全体で 669 万 3000 円の増額となりました。

めくっていただいて、資料の 8 ページをお願いいたします。表の左側の列で 89 ページ、2 項 2 目賦課徴収費は、固定資産評価システム改修費用の増額や評価替えに向けた土地鑑定評価業務委託料の増額で、目全体で 859 万 5000 円の増額となりました。

91 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費では、住民票等コンビニ交付を行うためのシステム改修費用を新規で計上しています。その他人件費等も増額し、全体で 3355 万 4000 円の増額となりました。

94 ページから 96 ページの 4 項選挙費では、3 目から 5 目までで、県議会、町議会、参議院の議員選挙費用を皆増しております。県知事選挙費用等皆減し、項全体で 334 万 7000 円の減額となっております。

101 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費は、介護保険事業特別会計への繰出費用の増額や社会福祉協議会運営費補助の増額等で、目全体で 1797 万 3000 円の増額となりました。

104 ページ、3 目障害福祉費は、障害者福祉に係る給付費の見込による増額や保健福祉組合の分担金の増額等により、目全体で 3579 万 2000 円の増額になりました。

110 ページ、2 項 2 目児童運営費では、病児保育事業費補助金として認定こども園 3 園で新たに体調不良児対応型の病児保育に取り組むこととしており、増額計上しております。その他保育士等の処遇改善事業等を計上し、目全体では 3473 万 5000 円の増額となりました。

下のページに移りまして、115 ページ、4 款 1 項 3 目環境衛生費は、水道事業会計への繰出し費用の増額や公用車の買い替え費用を計上し、目全体で 459 万 2000 円の増額となりました。

121 ページ、2 項清掃費では、東彼地区保健福祉組合の分担金増に伴い、項全体では 556 万円の増額となっております。

127 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費の農業振興費一般では、ながさき型スマート産地確立支援事業として、お茶といちごのスマート機器の導入助成費用を新規で計上しています。次のページの

有害鳥獣対策費では、ワイヤーメッシュ助成事業を増額し、その他助成費用などを含め、目全体では866万5000円の増額となりました。

138 ページ、3 項水産業費は、水産物供給基盤保全事業の終了により、項全体では4147万8000円の減額となっております。

140 ページ、7 款 1 項 2 目商工振興費では、新幹線を活用したビジネスプランを募集する事業費用を新規で計上いたしました。また、感染症に対する経済対策として地域振興券給付事業も計上いたしまして、目全体では4447万2000円の増額となりました。

142 ページ、3 目観光費は、観光案内所の開設に伴い東彼杵町観光協会補助金を増額しており、全体で321万5000円の増額となりました。

143 ページ、4 目道の駅管理費は、道の駅トイレの浄化槽解体工事費用や観光案内所開設に伴う備品の購入費用等を新規計上し、目全体で891万4000円の増額となっています。

下のページに移りまして、148 ページ、8 款 2 項 2 目、道路橋梁維持・新設改良費については、道路橋梁改良事業において、橋梁補修設計業務委託料の皆減等で減額となりましたが、道路橋梁改良事業では、歴史公園線構造物設計費用の新規計上等で増額しており、目全体では745万6000円の増額となりました。

152 ページ、3 項 2 目河川改良費は、山田川改修工事の測量設計費用や工事費用を新規で計上しています。塩鶴川溪流保全事業を減額したため、目全体では604万円の減額となりました。

154 ページ、4 項 1 目港湾管理費は、シーサイド公園に設置するレクリエーション施設の工事費用を新規で計上いたしました。その他人件費の増額等と合わせて全体で1343万5000円の増額となりました。

156 ページ、5 項 3 目公園費は、やすらぎの里に設置する遊具施設の工事費用を新規で計上しており、全体で4389万8000円の増額となりました。

158 ページ、6 項 1 目住宅管理費は、駄地団地建替宅地造成工事や防犯カメラ設置費用を新規計上し、その他工事等合わせて目全体で2092万1000円の増額となりました。

160 ページ、7 項 1 目渉外費は、大野原演習場周辺地区の要望により公民館改修費用を計上しており、659万7000円の増額となりました。

161 ページ、8 項 1 目深澤道路改良事業費は、工事費用を増額し、全体で2027万7000円の増額となっております。

162 ページ、9 款 1 項 1 目常備消防費は、広域市町村圏消防事務委託料の増額により、目全体で1247万3000円の増額となりました。同じく162 ページ、2 目非常備消防費は、国の基準に伴い団員報酬を増額し、全体で617万1000円の増額となりました。

めくっていただいて、資料の12 ページをお願いいたします。164 ページ、3 目消防施設費は、小型動力ポンプ購入費用や7分団詰所舗装工事等を新規で計上しておりますが、小型ポンプ積載車や4分団詰所工事費用の皆減等で、合計して目全体では5067万3000円の減額となっています。

171 ページ、10 款 2 項 1 目学校管理費では、スクールバス運行業務委託料の増額や千綿小学校のトイレ改修工事等の費用を計上しておりますが、旧千綿中学校屋外階段等設置工事の皆減等で、目全体では2190万円の減額となりました。

176 ページ、3 項 1 目学校管理費は、東彼杵中学校の外壁改修工事費用や内部改修の設計費用等を新規で計上し、その他費用と合わせて目全体では 1 億 7712 万 8000 円の増額となりました。

181 ページ、5 項 1 目社会教育総務費は、公用車トラックの買い替え費用を新規計上し、その他人件費等と合わせて 402 万 2000 円の増額となりました。

下のページに移りまして、191 ページ、6 項 1 目保健体育総務費は、小学生児童を対象としたスポーツ能力測定委託料や小学生児童を V・ファーレン長崎の試合に招待するチケット購入費用を新規計上し、目全体で 128 万 3000 円の増額となりました。

192 ページ、2 目体育施設費は、新港グラウンドに設置するトイレの工事費用を新規で計上しており、全体では 524 万 8000 円の増額となりました。

195 ページ、7 項 1 目学校給食共同調理場費は、給食費の公会計化により食材の購入費用を新規で計上しており、全体で 2809 万 6000 円の増額になりました。

198 ページ、11 款 1 項 1 目農地等災害総務費は、令和 3 年に被災した農道の復旧工事費用を計上し、目全体で 507 万 5000 円の増額となっています。

以上、簡単ではございますが、歳出の説明を終わらせていただきます。一般会計予算概要の 18 ページ以降に事業概要がございます。50 万円以上の事業概要を記載しておりますので、後ほどご参考いただければと思います。

それでは、増減内訳表に戻っていただいて、1 ページの方にお戻りください。歳入になります。左側の列、予算書では 16 ページ以降、1 款町税になりますけれども、町民税の増額見込みにより、町税全体で 386 万 1000 円の増額としております。

資料をめくっていただいて、左側で言うと 28 ページになります。7 款地方消費税交付金ですが、地方財政計画及び前年度交付金から、1800 万円の増額で見込み、計上しております。

34 ページ、12 款地方交付税については、地方財政計画では全体で 3.5%増が示されており、基準財政収入額及び需要額を試算し、普通交付税を 4000 万円増額計上いたしました。また、特別交付税についても 2000 万円の増額を見込み、款全体で 6000 万円の増額としております。

下のページに移りまして、42 ページから 45 ページの 16 款国庫支出金ですが、民生費の増額に伴う国庫支出金の増額、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、款全体で 4272 万 6000 円の増額となりました。

46 ページから、めくっていただいて 50 ページまでの 17 款県支出金ですが、民生費の増額に伴う県支出金の増額となっておりますが、水産業費県支出金の減額もありますので、款全体では 19 万 5000 円の減額となっております。

53 ページの 19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金は、実績から 3 億 5000 万円で見込み、5000 万円増額しております。

54 ページ、20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、遊具設置工事やレクリエーション施設建設工事等の財源として計上しており、目全体で 7539 万 7000 円の増額となりました。

9 目の庁舎整備基金繰入金につきましても、庁舎屋上キュービクルの取替工事等の財源として基金からの繰入金を計上し、2864 万 9000 円の皆増となっております。

めくっていただいて、資料の 6 ページになります。左側ページで、62 ページの上から 5 行目にな

ります。22 款 6 項 5 目給食事業収入は、給食費を公会計化し、給食費収入 1820 万 1000 円皆増いたしました。

65 ページの 23 款町債では、河川災害復旧工事や中学校改修工事等起債予定とするものを計上し、款全体では 2360 万円の増額となっております。歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、今度は冊子の方ですね、令和 4 年度一般会計予算書の方をお願いします。

11 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為になります。4 件の債務負担行為を設定しております。1 段目は、中小企業振興資金について、長崎県信用保証協会が代位弁済した場合、2 分の 1 の損失補償を町が負うという内容の債務負担行為になります。2 段目は、水洗便所改造資金について、債務不履行により金融機関が損失を受けた場合、町が損失補償を負うという内容の債務負担行為となります。3 段目は、水洗便所改造資金融資の借入によって発生する利子額を、償還満了の日まで町が負担するという内容の債務負担行為となっております。4 段目は、第 6 次総合計画策定支援業務は、2 か年で策定予定でございますので、令和 5 年度分について 827 万 2000 円の債務負担をお願いするものでございます。

12 ページをお開きください。第 3 表、地方債でございます。地方自治法第 230 条第 1 項に規定する、起債の目的、限度額等を、こちらの 13 事業について定めております。

以上で説明を終わりますけれども、4 ページの第 1 表のほか、その他の事項につきましては、積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これは町長に質問しなければいけないということで、質問させていただきます。

昨年 9 月に決算審査特別委員会がありました。先ほど、歴史民俗資料館の観覧料無料化ということが議案で上がっていましたが、他の、5 件のうち 4 件がどのように、令和 4 年度の予算で提言したことが反映されているかという観点から、町長のお考えと言うか、検討されたことについて説明してもらえればありがたいと思っています。

まず 1 点目、商工振興補助金、これは 3 町で、毎年、東彼商工会に補助金を、約 650 万円補助をしているわけでありまして、波佐見町は、約 230 万円、会員数 496 名。東彼杵町は、650 万円で 205 名。川棚町は、補助金が 650 万円、会員数 390 名。この 3 つの補助金割り当てと会員数からして、この辺の金額の、補助金の妥当性、これがちょっとおかしいのではないかとということで、去年の 9 月、決算審査特別委員会で、議会として提言した内容である。これを協議をされたのかどうか、3 町で。3 町の町長でされたのかどうか、まず教えてください。

次 2 点目、自販機を町の管理へということで、自販機は、今、12 台が町有地にされていますね。その自販機を町で管理した場合、町有地や道の駅に設置されている収入が、現在約 21 万円なんです。これを町が管理すれば、更に多額の収入が見込めるのではないかと提言でありました。今後どのようにこれをなされるようにしているのか。これをちょっとお伺いします。

次に、町営バスの無料化へということで提言しておりました。年間の乗車賃が、半減しているのが現状であります。これを無料化に移行して、町民の利便性及びバス利用者を図れるのではないかと

という提言でありました。これは令和4年度、どのように反映されているのか。反映されたのかお伺いします。

最後の4点目、これは教育長になるかもしれません。中学生のスクールバスの運行見直しということで、平成30年3月の教育委員会の提言書によると、統合した時ですね。6km以上はスクールバスに移行するとなっているんです。それが、現在、坂本、中尾、太ノ浦、太ノ原、この4地区は6km以上あるわけですね。そうすると、今、西宿、東宿の通学距離が、統合されたことにより3.2kmしかないんですけれどスクールバスで通学をしている。片や、元々東彼杵中学校、旧彼杵中学校の生徒たちは、先ほど言いましたように、6km以上の所から通っているにもかかわらずスクールバスの恩恵にあずかっている。この提言を、しなければいけないという提言がなされていたわけです。この提言が、どのように令和4年度の予算で反映なされているのか。これがまず大きな1点です。

次、3回しか質問できませんから、ちょっとまとめて質問させてください。

次は東彼杵中学校の大規模改修事業について、昨年10月8日の臨時会において、議会は屋上の漏水工事として4468万円を私たち議会が認めて、現在工事が行われている。このことは全然問題ありません。ただし、昨年10月、臨時会において、産建の委員の人たちは聞かれたかもしれませんが、私たち総務厚生常任委員会の者は、今年度の令和4年度、あるいは令和5年度、すなわち細部説明を聞いた記憶がありません。だから、これの付帯工事の事業を、是非、明日でも結構です、資料を用いて再度説明をしていただけないかなと思っております。以上、ちょっと矢継ぎ早に言いました。もしわからなかったら、この質問資料、3点、町長と教育長にありますけれど、お渡しします。要りますか。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず第1点目の商工振興の補助金でございますけれど、これは、町長とも協議をいたしましたけれど、会員数が多い、少ないではなくて、同じ仕事をするのは東彼商工会の職員でございます。その分担で、今まで合併される時のそのままの協議の話で、みんな、そういう負担をするということでした。会員数が少ないからうちが少なく出すというのは当てはまらないということで、私もそういう理解をしておりますので、このままの態勢でいきたい。

それから2番目の自販機の件でございますけれど、やはり行政が収益をあげる事業に参入はかくなものかなと協議をしまして、これも役場で直轄ということはしないということでございます。

町営バス無料化の件につきましては、今年度、今説明いたしましたけれど、交通の調査をまずして、補助金を頂いてして、その後状況を見てどうするか。そういうことで話を進めますので、無料化の方向にいくかどうかわかりませんが、交通の体形調査をした後に再度報告をさせていただければと思っております。

中学校のスクールバスの見直しにつきましては、教育委員会の方でも補足があると思いますが、一点だけ、例えば小学校の人がバスがなくなるもんですから、太ノ原、中尾行っていますね。途中、太ノ原の方もそこまで、町営バスのところまで送ってもらうような態勢をとるように。ちょうど、小学校がまだ満杯にならなくて、そこに行ける時間がですね。そういう適宜、臨機応変で対応をす

るように、今回は決めておりますので、この辺が、また教育委員会の方で補足をお願いしたいと思っております。

東彼杵中学校の大規模改修は、4000万円で設計をしています。私の基本的な考えとしては、新しい中学校は作らないとは言っていないと発言をしていますので、60年のコンクリートの躯体の中で、今、40年しか経っていませんので、20年もつ間に10年ぐらいは大規模改修、数億円掛けてやりますけれど、これはやはり命もありますけれど、そういう環境も整えなければいけない。

例えば、高速道路のトンネル橋なども、壁落して、壁が、天井が落ちて事故死がありましたよね。そこも放っておくわけにはいかないんですよ。新しいものを作るにしても。だから、私の方針としては、まずは改修をして、その後子どもの数、人口全体見ながら整えていく。そういうことで研究はしています。私も再三申しましたように、北海道の北見市などは、小学校1年生から中学校まで平屋で、場所があればですね。100mぐらいの廊下で。その中に学童も入れる。そういうものも調査、研究は、し始めています。今すぐはできませんけれど、たぶん、お金を投入すれば、10年ぐらいは今の中学校を使わせていただきたいということで、私の考えでございます。スクールバスについて、教育委員会からあればお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長が説明します。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町長の説明に補足をさせていただきます。

今のスクールバスにつきましては、統合を起因としまして彼杵小学校スクールバス、東彼杵中学校スクールバスということで、それぞれで契約をして運行しております。ただ、議会からも指摘があっておりますし、教育委員会で提言をした内容にも含めております従来からの遠距離通学者の対応については、そこまでカバーしていないのが現実ですので、令和4年度1年間かけて、これは保護者の意見も聴かなければならないと思っております。現在のそれぞれの学校のスクールバスの枠組みを外して、町のスクールバスとしてするかどうかも含めたところで、遠距離通学の解消を図る上での検討を行って、できれば令和5年度から解消をするための事業を実施できればということで、これについては保護者の方の意見も充分聴かなければいけませんので、1年ぐらいは期間を頂きたいということで、町長部局の方とも協議をしまして、令和4年度検討を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

まず、商工振興費補助金650万円です。これは、お話ししたら、東彼杵町の商工会の会員さんたちに説明したら、不公平感があるよねという話が、声が聞かれるんですよ。会員さんたちも会費が

ありますよね、年会費が、納めている方もおられます。その辺のところの兼ね合いもあるでしょうけれど、町から負担している当時の、随分前にこういう枠組みがなされたと思うんですけど、私が聞いたところによると、ある年月が経ったら今の仕組みを見直そうねという話を耳にしました。これがあったのかどうか。この点は、町長の耳に入っておられたのかどうかという点をお聞かせください。

3回しかできませんから、それが商工会のことですね。

町営バス無料化については結構です。状況を見てまた検討するということですから、それで良いと思います。

自販機は、行政ではしないという話でありましたけれど、道の駅に入って来るのは家賃。2つの販売店、2棟ありますよね。あれから家賃収入。しかしながら、この道の駅に掛けている町の広告宣伝費から諸々、草刈りから水道光熱水費から諸々コストが掛かっています。その収支が、非常に差が大きすぎるのではないかなという、これは私の個人的見解です。これをなるべく小さくするというのも大事な事ではないかなと思っているわけですよ。だから、行政ではしないということなんですけれど、行政でするように議会は提言したと思うんですけど、行政で法律上できないというのだったら、行政で金儲けをしてはいけないというのだったらできないと思うんですけど、法律上できないのかできるのか、その点についてちょっと説明を付け加えてください。

それから、スクールバスの運行見直しについては、教育次長の方から、やって、令和4年度で検討する。検討して5年度に保護者の人たちの声も聴きながらやっていくということでありました。保護者の声を聴くにあたっては、特に先ほど言った遠くの人、中尾地区とか太ノ浦、太ノ原、あるいは坂本。こういった現状の人たちの保護者の声を是非聴いていただきたいなと思います。

そして、最後、大きな2番目の中学校大規模改修。町長は、大規模改修によって10年間ぐらいもたせたいということでありました。非常に、その考え方は、私は、ひとつはありかなと思っているんですけど、その大前提になるのは、町長も9月に中学校校舎を見に行かれましたよね。私も今月3日に行って見てきました。1時間半掛けて見てきました。教頭先生のご案内のもとに。その時、ちょっと気になったのは、コンクリートのそもそもの強度です。コンクリートの強度が確立されてこそ外壁工事とか内部工事が10年間もつのかなと。これは過去の私の経験を申し述べて失礼ですけど、沖縄の自衛隊官舎ができました、移駐当時に。その官舎は4階建ての官舎でありました。それが20年間しかもちませんでした。それはなぜか、コンクリートの劣化によって解体せざるを得ないような、余儀なくされました。天井からコンクリートの欠片が、コンクリートの劣化によって、ちょっとした地震の振動によって落下するという事案が生起して、コンクリートの調査を赤外線か何かで調査したら劣化している、もろくなっている。こういうことがありました。

で、このことを調査した上で大規模改修に臨んで、特に外壁工事に臨んでおられるのかどうか。ちょっと、この辺をお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず商工会のことですが、私はそういう話を聞いたことはありません。ありませんし、商工会会

長とも話をしたし、3町長とも話をしましたけれど、やはりそういう形で。仕事が、東彼商工会全部でした仕事を、職員の給与を分けるように、町は少ないからこの分しかしないということではできないということで、全体的な仕事を労働していけないから。少なければ申し訳ないですけど会費は少ない。波佐見町はものすごく会費が多いですね、個人個人合わせれば。だから、その辺の負担金の相殺でそういうことになっているということでございます。

それから自販機の問題でございますけれど、町が収益をあげてはいけないというのはたぶんないと、法律的にはですね、公共団体が。ただしかし、差が大きいではないかとおっしゃいますけれど、道の駅として今運営をさせていただいているのは、単純に単式簿記でいくような収入、支出だけではないです。例えば、農家の方も出品をされている方も全部裾野が広がって経済的な効果もある。そして、県外、町外からもお見えになった時に、そのぎ茶を自由に置いている所がありますが、美味しいと問い合わせも増えていきますし、全般的に考えていただいて、町のイメージとか発展というかその辺も含めて、私がしないということでございます。

もうひとつ、中学校の大規模改修の件なんですけれど、教育委員会が長寿命化の調査をしておりますので、教育委員会の方から説明をさせます。教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

現在、外壁の改修工事の調査設計を行っておりますけれど、その前に耐震補強に関して耐震診断を実施しております。この中で、躯体のコンクリートのコア抜きと言いまして、10cmぐらい実際コンクリートの採取をしまして、一軸圧縮強度試験を実施しまして、その時点でのコンクリート強度を測定して判断しております。結果からすれば、設計基準強度の1.5倍ぐらいの強度を有しているということで、躯体そのものについては劣化とかそういった痛みはないということで報告を受けております。

ただし、表面の化粧モルタルの部分とか内壁の薄いモルタルの部分は剥離とかクラックが生じておりますので、補修を、現在設計を進めているということで、躯体そのものについては健全度が保たれているというふうな報告を受けておりますので、その方針で進めております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。

この工期が、特に令和4年度の外壁工事は長期化になる可能性がありますよね。そうすると、この前3日に行った時、屋上の塗装をやっていた時も、今、コロナ対策で窓を開けてやっていると、塗料が風向きによって教室に流れ込んできているような状況で、鼻をつむような状況がありました。

事実、そういったこと、今の状況です。今度は外壁の工事、長期、今度は騒音。今度は外壁ですから、ただ吹き付けるだけではないと私は思っています。この騒音防止をどのように考えておられているのか。この辺を町長か教育長かどちらかかお答えください。

工期も、いつ頃始めて、いつ終わるのか。夏休みだけで終わるのかどうか、この辺がポイントです。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

今、工事規模によって建築工事の工期が決まってきますので、そこも含めて設計委託をしております。そこから成果が、報告書で上がってきます。例えば、四月というふうな工期設計がなされていけば、できるだけ夏休みを挟んで四月ということで考えた工期を設定と思いますし、当然、夏場辺りは雨も多くなりますし、そうなってくるとそこをかわして補強設計するのか、学校の意見も十分聴きながら工期設定は行っていきたいと思います。

それから、騒音については、ご指摘のとおり外壁、クラックの補修ではつり作業とか、そういった機械を使用。大型の機械ではありませんけれど、手でもって行うようなブレーカー的なものの機械作業も出てきますので、そこについては施工計画の中で、なるべく授業を実施していない3時以降にそれをして、翌日補修をするとか。そういった工夫ができないか、そこも含めて設計業者の方と協議はしたいと思います。なるべく授業に支障がないように施工できればと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

予算書を見まして、今回防犯カメラの予算があちこちに上がっております。この件につきましては、前任の町長にも、町内には防犯カメラ、あるいは監視カメラ、そういった犯罪を未然に防ぐという意味で付けたらどうかと提案をさせていただいております。ようやく、今回、千綿駅、蔵本B団地、小学校が2校、中学校が1校、そして総合会館に付くのか、文化鑑賞用のという、あまりよくわからないような説明が書いてあるんですが。今回、設置されたものについて、まず、この台数で十分と思っておられるのか。そして、今後、防犯カメラをどのくらいの台数まで広げて、そして、例えば主要な交差点とか、あるいはほぼ光回線が付いている家庭もありますので、その回線を拝借して、役場の方にも飛ばすというような技術は、もう可能なはずなんです。可能なはずだから、是非そういった取り組みもして欲しいなということで、町長にこれは聞かなければ、この後、これでもやったよと、作ったよというようなことにはならないように、確認のために伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、防犯カメラはプライバシーの問題等もあり、住民の方にも説明をしなければいけませんけれど。先日、子ども 110 番で、店や家に協力をしてもらうことをお願いして、快く受けていただいておりますので、今後は、何台までいけるかわかりませんが、例えば、今、街灯とかしてある所にどのくらいの間隔でできるか、そういうところで街灯の協力もしていただいておりますので、住民に説明をしながら、やはり防犯はこれから必要になるんじゃないかなと思って、そういう形で、今後はですね。今、何台ということは計画できませんけれど、進めはしていきたいと思っております。こちら側も、店とか事業者の方とか家に駆け込み 110 番ですか、子ども 110 番で旗を作っていただいておりますので、そういう形で取り組みをさせていただきたい。これは、また街路灯組合さんとも話をしながら、そういう形で進められればなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

是非、今、町長がそれだけ断言したんだから、やはり子どもたちを守る、この後老人も守るといふ、言っでは悪いけれど徘徊する人もいるかもわからないですね。そういった意味でも、やはりこの防犯カメラというのは、色んな犯罪とか事件に有効な機器だと思っております。是非、今回の千綿駅などは今まで堂々とダミーカメラを付けているという、誰か言ったか知りませんが。こういう、あったんですよ、過去。こういうことがないようにしないと。千綿駅は付けているけれど、ダミーですと。そういうこと自体がまったくもってけしからんと思っております。是非、この防犯カメラについては、もう少し積極的に取り組んでいただき、台数を増やし、事故、犯罪を未然に防ぐという意味で、取り付けられる限りの台数を付けてください。それは町長にお願いしておきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう形で進めさせていただきますけれど、私、警察と防犯のことで協議をしまして、本当に東彼杵町は、本土の中でも面積が一番広くて、山林が 60% です。それで、例えば、ドライブレコーダーの方も、もしもの時は協力ができるんですかと言ったら、それしかないとおっしゃいました、捜査をする時はですね。街中は大体、店も付けてある所もございますけれど、今から、非常に長くて、どう対処をしていただけますかと、私聞いたんですよ。そうしたら、ドライブレコーダーでご協力を願うしかないということですので、今度、私はそういう形で、もし車に付けておられる方は、もしもの時にはご協力をいただけるかもしれないなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

先般、町長に聞いてみたいなと思っておりましたが、いつだったか、議長が、今度の予算には岡

田色が出ているぞということで、ちらっと聞いたんですけれど、今度の予算編成の中で、これを見ると新規にいくらか結構載っているよに感じは受けているんですけれど、特に、このこれを絶対やりたいというような感じでお伺いできれば、2つ、3つでもお伺いできればと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、施政方針に書いておりますことを、是非、ご協力を議員の皆さんにお願いしたいということです。特にコンビニ交付につきましては、移住を考えておられる方も、例えば大村ではできないか、なぜ東彼杵町ではできないのかという話もございまして、できるだけ、今からDX、デジタル・トランスフォーメーションでいくなら、やはり田舎であってもデジタルにしないでいけないということで、私は、是非、施政方針に書いているのは、全力を挙げて取り組ませていただきたいということです。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第28 議案第27号 令和4年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

日程第28、議案第27号令和4年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第27号東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32万7000円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、1100万円と定めています。

この予算につきましては、科目設定でございますので、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 29 議案第 28 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 30 議案第 29 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 31 議案第 30 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 29、議案第 28 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 30、議案第 29 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 31、議案第 30 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 28 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 7100 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、2 億円と定めています。

次に、議案第 29 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 4400 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、1 億円と定めています。

次に、議案第 30 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2412 万 3000 円でございます。以上 3 件の詳細につきまして健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

それでは、議案第 28 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成 30 年度から財政運営の責任主体が都道府県化されまして、市町ごとの国保事業費納付金の額が決定されております。したがって、国保事業費納付金につきましては、県の指定値を計上することとなります。令和 4 年度の保険税率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の収入が減少する状況にありますため、令和 3 年度の保険税率を据置きといたしております。

令和 4 年度の予算総額につきましては、対前年 4700 万円、3.9%減の 11 億 7100 万円を計上いたしております。

それでは、増減の主な要因につきまして目別に説明をいたします。

予算書資料の 22 ページ、歳出をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、子どもに係る国保税の均等割の減額措置導入に伴いまして、システム改修委託料を 178 万 2000 円計上いたしております。

27 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、令和 3 年度の 1 人当たり給付状況を勘案し、対前年 563 万 3000 円減の 7 億 3535 万 9000 円を計上いたしております。

28 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましても、令和 3 年度の 1 人当たりの給付状況を勘案いたしまして、対前年で 2796 万 3000 円減の 1 億 2140 万 8000 円を計上いたしております。

33 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分につきましては、県から示されました本町の納付金で、1 億 9577 万 1000 円を計上いたしております。

34 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援等金は、県の指示によりまして、後期高齢者支援金等の一般被保険者分として 5223 万 9000 円、それから次の 35 ページの 3 款 3 項 1 目介護納付金分につきましては、1648 万 7000 円を計上しております。

37 ページをお願いいたします。5 款 1 項 2 目疾病予防費 18 節、人間ドック検診補助金につきましては、今年度と同様に、40 歳到達の新規対象者に対しては費用額の 100%、その他の方につきましては 60%を補助することといたしております。

39 ページをお願いいたします。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費につきましては、特定健診の受診率の向上のための受診勧奨事業が、県の国保ヘルスアップ支援事業により実施されることとなりましたため、ここでは皆減となり、対前年で 103 万 8000 円減の 1817 万円を計上いたしております。

戻っていただきまして、10 ページの歳入をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税は、県が示した納付金から本町に入ってくる公費、保険税で実施する保健事業を精査いたしまして必要額を算出しておりますが、本年度は、納付金を納めるための必要額が、税では不足することから基金を繰り入れることといたしております。

保険税の予算総額は、項の計で対前年 783 万 8000 円、4.12%減の 1 億 8244 万円を計上いたしております。

13 ページの県支出金をお願いいたします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金につきましては、総額で 8 億 8325 万 9000 円を計上しております。内訳は、普通交付金としまして保険給付費に要する額 8 億 6618 万 3000 円を計上しております。これが、歳出の 2 款保険給付費分ということになります。

特別交付金は、保険者努力支援制度の交付金としまして 409 万 1000 円、特別調整交付金（市町村分）として 904 万 3000 円、特定健康診査等負担金 394 万 2000 円を計上しております。

15 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、保険料軽減分と保険者支援分に係る保険基盤安定繰入金、それと財政安定化支援事業繰入金、これに出産育児一時金分と事務費分からなる、その他繰入金の合計 8329 万円を計上しております。

16 ページをお願いいたします。6 款 2 項 1 目基金繰入金は、対前年で 100 万円減の 1500 万円を計上し、保険税の収入の不足分として計上をいたしております。

戻っていただきまして、4 ページから 7 ページの第 1 表、8 ページから 9 ページの事項別明細書、それから末尾にあります 46 ページから 48 ページの給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げになりますので省略させていただきます。

続きまして、議案第 29 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和 4 年度は、令和 3 年度に策定をいたしました第 8 期の介護保険事業計画の 2 年目にあたります。特別養護老人ホーム等の施設サービス費や認知症対応型共同生活介護等の居住系サービス費の増加が見込まれておりまして、令和 4 年度の予算総額は、対前年 2640 万円、3.2%増の 8 億 4400 万円を計上いたしております。

それでは、増減の主な要因につきましてご説明をいたします。

予算書の 26 ページ、歳出をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、12 節の委託料から介護保険制度見直しに伴うシステム改修業務が皆減となりましたので、総額で対前年 34 万 7000 円減額しております。

29 ページをお願いいたします。1 款 3 項 2 目認定調査等費は、認定調査員の人件費の増により 32 万 2000 円の増額となっております。

33 ページをお願いいたします。ここから 41 ページまでが 2 款の保険給付費になってまいります。保険給付費は、直近 3 年間の実績の推移を基にしまして、それぞれ算出をいたしております。総額で、対前年 2570 万円、3.6%増の 7 億 4200 万円を計上しております。

41 ページをお願いいたします。2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費は、施設利用者の居住費、食費の基準費用額が低所得者の過重な負担とならないように、額の軽減が図られております。前年度までの実績を基にいたしまして、対前年 101 万 8000 円増額して計上しております。

44 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費は、対前年で 38 万 4000 円増の 3632 万 5000 円を計上しております。

介護予防事業では、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、通所型サービス C 事業ではつらつ教室。また、一般介護予防事業でよんなっせにおきまして、健康チェックや介護予防体操、口腔体操などに取り組んでおります。

現在、はつらつ教室、よんなっせともに、地域包括支援センターが直接実施をしてございますけれども、今後さらに質の高いサービス提供を維持するために、より高い専門性が期待できます外部委託の方法により実施することといたしまして、12 節委託料に、運動指導委託料 881 万 8000 円を計上しております。

48 ページをお願いいたします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費は、職員 1 名の人件費等により増額となっております。

50 ページをお願いいたします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費は、職員 1 名の人件費を、先ほどご説明いたしました 5 款 2 項 6 目社会保障充実費へ計上先を移管したことによりまして、減額となっているものでございます。

次に、5 款 4 項 1 目保健福祉事業費につきましては、配食事業委託料が対前年で 83 万 6000 円の増額となっておりますけれども、介護に関する講演会の委託費 150 万円の皆減になっておりまして、総額では 74 万 2000 円の減額となっております。

戻っていただきまして、10 ページ歳入をお願いいたします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、対前年で 316 万 1000 円増の 1 億 5169 万 1000 円を計上いたしております。

12 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目国の現年度分介護給付費負担金は、保険給付費の施設サービス分の 15%に当たります 4926 万 1000 円と、その他の在宅サービス等分の 20%にあたり 8270 万 7000 円との合計額であります 1 億 3196 万 8000 円を計上しております。

3 款 1 項 2 目介護給付費財政調整交付金は、保険給付費の 7%相当分を計上しております。令和 3 年度まで 3 款 2 項の国庫補助金に計上していたものを、1 項の国庫負担金へ計上先を変更しているものでございます。

13 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目地域支援介護予防事業交付金は、歳出の 5 款 1 項にありました介護予防・日常生活支援総合事業費の 25%に当たる 827 万 3000 円を計上しております。2 目地域支援包括任意事業交付金は、歳出 5 款 2 項の包括的支援事業・任意事業費の地域包括支援センターの運営、それと任意事業費の交付基準額にあります 1321 万 9000 円の 38.5%、それから、社会保障充実費の 38.5%を計上しております。合計で 1518 万 5000 円となっております。

次に、14 ページをお願いいたします。4 款 1 項支払基金交付金は、現役世代であります 40 歳から 64 歳分の負担として健康保険の各保険者が徴収いたしまして納付した保険料が、支払基金交付金として交付をされるものであります。1 目の介護給付費交付金は、保険給付費の 27%相当分が交付をされます。保険給付費の増額によりまして、693 万 9000 円増えております。2 目地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費、こちらも 27%相当分を計上しております。

次に、15 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目県の介護給付費負担金は、保険料給付費の施設サービス分の 17.5%、それから、在宅サービス等分の 12.5%の合計額、1 億 916 万 2000 円を計上しております。

17 ページをお願いいたします。5 款 3 項県補助金 1 目地域支援介護予防事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の 12.5%に当たります 413 万 7000 円を計上しております。2 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、包括的支援事業・任意事業費の地域包括支援センターの運営費、それから任意事業費分として 19.25%。それから、社会保障充実費の同じく 19.25%分を計上しております。

19 ページの一般会計繰入金をお願いいたします。1 目介護給付費繰入金は、法定繰入額といたしまして、保険給付費の 12.5%相当分、9274 万 1000 円を計上いたしております。2 目地域支援介護予防事業繰入金は、総合事業費の 12.5%、それから、介護予防等一体的の実施事業費 324 万 1000 円を加えまして、合計で 737 万 8000 円を計上しております。3 目地域支援包括任意事業繰入金につきましては、包括的支援事業・任意事業費の地域包括支援センターの運営、それと任意事業費の交付基準額の 19.25%、それから、社会保障充実費の 19.25%との合計額、812 万 4000 円を計上しております。4 目低所得者保険料軽減繰入金は、第 1 段階から 3 段階の保険料軽減対策分といたしまして、国、県、町の分を併せて 1073 万 7000 円を計上しております。その他一般会計繰入金は、1 節職員給与等繰入金は、一般管理費や賦課徴収費等 338 万 1000 円を、2 節事務費繰入金は、介護認定審査会費、認定調査費、そういったものの 1476 万 9000 円を計上いたしております。

20 ページをお願いいたします。7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、保健福祉事業及び保険給付費の財源といたしますため、1150 万円を計上しております。

戻っていただきまして、4 ページから 7 ページの第 1 表及び 8 ページから 9 ページの事項別明細

書及び末尾の 56 ページから 57 ページの給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 30 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計は、平成 20 年 4 月から始まりました 75 歳以上の後期高齢者のために設けられた特別会計となっております。

主な歳入は、75 歳以上の被保険者から徴収いたします保険料と一般会計からの繰入金でございます。主な歳出は、長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします事務費負担金と保険料等納付金でございます。

令和 4 年度の予算総額は、後期高齢者医療広域連合納付金に総務費等を加算いたしました、対前年で 512 万 3000 円、4.3%増の 1 億 2412 万 3000 円を計上いたしております。

それでは、増減の主な要因につきまして予算書を基に説明いたします。

19 ページの歳出をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、対前年 42 万 6000 円増の 1016 万 4000 円を計上しております。12 節委託料の健康診査委託料は、被保険者数の増加、それから個別健診の受診者数の増加を見込みまして、46 万 2000 円を増額しております。18 節、人間ドック検診補助金につきましては、今年度と同様に 80%を補助することといたしております。

21 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金は、被保険者から徴収いたします後期高齢者医療現年度保険料等が 7453 万 3000 円と、低所得者軽減分を補填するための後期高齢者医療保険基盤安定負担金 3256 万 7000 円を合わせまして広域連合へ納付するもので、対前年 502 万 9000 円増の 1 億 710 万円を計上しております。

2 目事務費負担金は、広域連合の運営費用を構成いたします 21 市町の規模に応じて負担をするものになっております。広域連合から通知がありました 605 万 1000 円を計上しております。

戻っていただきまして、8 ページの歳入をお願いいたします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、広域連合が賦課決定を行うことになっております。令和 4 年度は 2 年毎に行われます保険料改定の年でございます。令和 3 年度と比較をいたしまして、均等割が年 2200 円増の 4 万 9400 円、所得割が 0.05%増の 9.03%となっております。1 目特別徴収保険料は、年金から直接徴収をいたしますもので、広域連合から通知がありました 5962 万 6000 円を計上しております。

10 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目事業費補助金でございます。後期高齢者医療保険被保険者の医療費の窓口での負担割合が見直されることに伴いまして、全ての被保険者に対して保険証の再発行を予定してございます。それに係る経費に対して、特別対策補助金を 15 万円計上しております。

12 ページをお願いいたします。5 款 1 項一般会計繰入金は、歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金等に充当するため、一般会計から繰り入れるもので、対前年で 296 万 4000 円増の 4304 万 2000 円を計上いたしております。

今回、増額になった要因ですが、低所得者軽減分を補填するための保険基盤安定負担金が増額になったこと、それから、人間ドック検診補助金が、広域連合の補助が今年度 50%だったものが来年度廃止になると。それを受けまして増額になっております。

18 ページをお願いいたします。7 款 5 項 4 目雑入の健康診査委託料は、健康診査に係る経費に対しまして 100% 広域連合から交付され、623 万 8000 円計上をしております。

戻っていただきまして、4 ページから 5 ページの第 1 表、それから 6 ページから 7 ページの事項別明細書、24 ページから 25 ページの給与費明細書は、ただいま説明しました予算の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 32 議案第 31 号 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 33 議案第 32 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 32、議案第 31 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 33、議案第 32 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 31 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5100 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、500 万円と定めています。

次に、議案第 32 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1370 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、500 万円と定めています。以上、2 件の詳細につきまして、水道課長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第 31 号から 32 号について説明を加えます。

まず、第 31 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに、令和 3 年度をもちまして、第 1 期の更新事業が完

いたしましたので、基本的には管理、運営のみの予算編成となっておりますので、時間短縮のこともございまして、予算概要書の2ページ、3ページの方でご説明させていただきたいと思っております。

歳入でございます。歳入総額は5100万円で、前年度から3520万円の減額予算となっております。

主な歳入といたしましては、使用料は685万円、これは中尾地区、西部地区の使用料です。そして、令和5年度からの公営企業化の手續に向けまして、企業会計システム、そして事務支援等を委託事業として行うための公営企業会計適用債250万円を計上しております。そして、不足する金額について一般会計からの繰入金4163万2000円などが主な歳入となっております。

続きまして、歳出ですけれど、運営費におきましては、光熱水費等の需用費が1348万9000円、処理施設の管理委託料の654万5000円をが主な予算となっております。建設費につきましては、先ほどからお話をしています公営企業会計移行のための企業会計システム導入委託料等258万5000円等を計上させていただきました。公債費につきましては、元金が2289万3000円、利息が368万2000円でございます。

議案の方をご覧いただきたいと思えます。議案6ページ、第2表地方債を掲載しておりますけれど、今年度につきましては、公営企業会計適用債の限度額250万円を計上させていただきました。

26ページに債務負担行為調書を掲載をいたしております。昨年12月議会で計上させていただきました債務負担行為補正の経過報告となっておりますが、現在のところ、修繕事業につきましては、見積調査中ございまして、まだ発注に至っておりません。現在のところも修繕事業の発注枠として確保しているという状況は変わっておりません。

続きまして、議案第32号漁業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。

こちらの方も、概要書の2ページ、3ページの方でご説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出の総額は1370万円ございまして、前年度比440万円の減額予算となっております。

主な歳入といたしましては、使用料が254万7000円、令和5年度からの公営企業化に向けた公営企業適用債を250万円、不足する分につきまして一般会計からの繰入金を863万5000円計上させていただきました。

続きまして、歳出ですが、主な歳出といたしまして、運営費におきましては、光熱水費等の需用費が462万1000円、処理施設等の管理委託料といたしまして236万6000円を計上いたしております。建設費につきましては、農業集落排水事業と同様、公営企業化に向けた委託料258万5000円を計上しています。公債費につきましては、元金償還が296万4000円、利息が46万7000円の計343万1000円を計上しております。

議案の6ページの方をご覧いただきたいと思えますが、第2表地方債についてですが、公営企業会計適用債の限度額250万円を計上させていただいております。

併せて、先ほどと同じく26ページの方に債務負担行為調書を付けておりますが、農集事業と同じく修繕事業の発注枠として確保している状況は変わっておりません。以上、議案第31号、第32号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号、議案第32号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第34 議案第33号 令和4年度東彼杵町水道事業会計予算

日程第35 議案第34号 令和4年度東彼杵町公共下水道事業会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第34、議案第33号令和4年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第35、議案第34号令和4年度東彼杵町公共下水道事業会計予算、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第33号令和4年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第3条の水道事業収益が2億4475万1000円で、水道事業費用が2億3715万8000円となっています。

第4条の資本的収入が1億4203万4000円、資本的支出が1億5120万8000円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしております。

次に、議案第34号令和4年度東彼杵町公共下水道事業会計予算についてご説明をいたします。

第3条の下水道事業収益が3億410万円で、下水道事業費用が2億5647万円となっております。

第4条の資本的収入が7628万2000円、資本的支出が1億7715万円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしております。以上、2件の詳細につきまして、水道課長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第33号から34号の説明を加えます。

まず、令和4年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明いたします。

26ページをご覧ください。資料の実施計画明細書によりご説明させていただきます。

まず、収入は、1款1項営業収益といたしまして、1目の水道使用料を1億4449万2000円としておりますけれども、新型コロナウイルスの臨時対策交付金により基本料金の減免を計画しておりますことから、本年度は9か月分の計上としております。

1款2項営業外収益では、2目負担金の一般会計繰入金といたしまして3712万1000円を計上していますが、今、お話しをいたしました料金減免分の繰入金をここに含んでおります。3目長期前受金戻入については、6217万円を減価償却額に含まれる補助金等の差引額として計上してござい

す。

続きまして支出です。営業費用といたしまして1目原水及び浄水費におきましては、前年度並みの計上としておりますけれども、工事請負費といたしまして浄水場施設の外構整備費といたしまして250万円を追加計上しております。2目配水及び給水費においても前年度並みの計上ですが、工事請負費におきまして、量水器取替工事の取扱件数が前年度と比べますと約300件少ない発注となりますので、240万円の減額で計上しております。4目総係費におきましては、人件費の減額や委託料におけるマッピングシステムの保守料約50万円の増額などを含めまして、差し引き約80万円の減額計上となっております。

1款2項営業外費用でございますけれども、1目、企業債利息、2目消費税を計上しておりますけれども、今年度は消費税が納付となる予測ですので、予測額の139万6000円計上しております。

続きまして、29ページの資本的収入でございますが、今年度は水道管更新事業と併せまして、川内地区、川内水系の法音寺との統合事業を計上しております。これは、川内郷の木場地区より上側の16戸を対象としております川内地区におきまして、水源を十分確保できない状況となっておりますため法音寺水系と統合する計画となっております。今年度から令和5年度、2か年の事業計画を立てております。

1目企業債におきましては、更新事業と統合事業を合わせまして8500万円の公営企業債を計上しております。工事負担金といたしまして、更新事業分の2000万円を計上しております。3目補助金につきましては、補助率40%の統合事業、これの分の520万円を計上し、5目出資金といたしまして、企業債の償還金に対する基準内繰入金の3183万2000円を計上しております。

30ページをご覧ください。資本的支出でございますが、1款1項建設改良費におきましては、2目の更新事業につきましては前年度並みの計上といたしましたが、5目統合簡易水道事業といたしまして1300万円の設計委託料を計上しております。

議案の2ページに戻りますが、第5条におきまして企業債を、これは今年度におきましては、更新事業、統合事業の合計といたしまして、上水道事業債として限度額8500万円を計上しております。

これから後の6ページから9ページの実施計画は、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたしまして、10ページ以降の財務諸表及び24ページの予算注記等については、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第34号の公共下水道事業会計に移ります。

28ページをご覧ください。資料の実施計画明細書によりご説明をさせていただきます。

収入でございますが、1款1項営業収益といたしまして、1目下水道使用料が4513万4000円、前年度並みの使用料が主な収益となっております。

1款2項営業外収益は、3目他会計負担金といたしまして一般会計からの繰入金1億8499万4000円が主な収入となります。5目長期前受金戻入につきましては、減価償却費に含まれる補助金等の差引額として計上しております。

30ページをご覧ください。支出です。1款1項営業費用におきましては、1目管渠費において、10節備消耗品費におきまして、本管内の不明水対策といたしまして、リアルタイムでの調査の必要

性が非常に高まっておりますので、管内カメラの購入費用を約 180 万円計上させていただいております。3 目処理場費におきましては、15 節修繕費において処理場内のポンプ等のオーバーホールを 3 台想定し、併せてばっ気装置の制御盤ではインバーターの部品交換を予定しておりますので、前年度比約 400 万円の増額となっております。4 目総係費以降につきましては、例年並みの計上であります。

続いて、34 ページをご覧ください。資本的支出の方からご説明いたしますが、公共下水道事業も、令和 3 年度の管路整備で、ほとんど未普及整備が完了しております、更新事業にシフトしていく状況にあります。今年度の工事におきましては、昨年度の舗装本復旧が主な工事となり、管路につきましては、末端で残っている約 120m 程度の工事となります。

委託業務といたしましては、都市計画の認可変更と下水道事業計画の見直しを行いまして、一部除外区域等が発生しておりますので、これの面積の修正処理及び計画年度の延伸を行う予定としております。また、更新事業の実施計画作成も実施する必要がありますので、その分も含めての委託費計上としております。

1 款 1 項建設改良費におきましては、18 節委託料が前年度比 1551 万 2000 円の増額となっております。25 節工事請負費につきましては、逆に前年度比 1 億 8713 万 8000 円の減額となっております。28 節補償費も、前年度比 1199 万 9000 円の減額です。

続きまして 33 ページをご覧ください。資本的収入でございますけれども、事業規模が大幅に縮小したことで、こちらの方も 1 款 1 項企業債におきましては前年度比 9900 万円程度の減額の 3750 万円を計上し、国庫補助金につきましても前年度比 7425 万円減額の 2575 万円となっております。

2 ページに戻っていただきまして、第 5 条債務負担行為につきましてですが、例年同様でございますけれども、宅内設備の改造資金に対する損失補償と利子補給事業を計上させていただいております。

そして、第 6 条企業債につきましては、下水道事業債のみの計上で、限度額 3750 万円としております。

この後の 6 ページから 9 ページの実施計画は、これまでの説明の積み上げですので説明を省略し、10 ページ以降の財務諸表と給与費明細及び 18 ページの債務負担行為調書並びに 26 ページの予算注記等につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。以上で、議案第 33 号から議案第 34 号までの説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

それでは、議案第 33 号の水道会計の方です。この件について町長にお尋ねします。

施政方針にも書いてありましたが、町内の一般家庭、商店等を対象に、生活経済支援として水道基本料金の 3 か月分を減免すると。予算書に反映して減額ということになっているんですが、聞きたいのは、この水道を引いていない所、いつかも聞いたと思いますが、その地区に対しての何らかのバーがない。これで良いんですかということを町長に伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

前日も回答したと思いますが、これは減免でございますので、助成でも補助でもございません。減免です。税みたいなのもそうですよね。

今の状況下では、令和2年に水道料金も値上げをしまして、そして、コロナの時に、私たちが手洗いの励行を役場としてもしています。家族が多い所は莫大な料金に上がっている所もあるんですね。だから、今回3か月分の減免のお金を出すんですが、これは臨時交付金で、コロナ対策に使うようなお金があるんですよ。だから、そこをコロナの対策として私は考えると。商品券も同じです、経済を活性化するため臨時交付金、国からお金を頂くのを、なんとか家庭の方に支援ができないかと思ひまして、私は考えているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

減免になる、使用料の減免ということなんですよね。ただ、使用料が発生している所は減免されているんです。当たり前の話ですけど。ただ、水道がない所は、結局そういう、俗に言う恩典というのがないんですよ。いくらコロナ対策だかんだと国からくるからということなんです、そこは完全に蚊帳の外みたいになっていると、私はそういうふうに感じているんです。だから、毎回これをやっています。これで3回目か4回目か。3回目ですね。3回もしたら、トータルでしたら、相当の水道が来ている所が大概なんです。水道が来ている所は恩典をもらっているんですよ。しかし、水道が来ていない所は何の恩典もないという状況がすすんでいるんです。これまで3回もあっているんです。今まで2回か、次が3回目ですから。トータルしたら相当の金額になりますよ、これは。是非、そういったところのカバーというか、何かやった方が良いのではないかなと思うんですが。町長がそんなことは知ったことではないということであれば、別に構いません。どうぞ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そこだけ恩恵を被るのではなくて、水道に入っている方は水道料金をずっと納めて来られるんですね。水道に入っていない方は水道料金はない。その差なんです、減免という意味はですね。例えば、助成となれば、補助とかなれば全面的に平等にしなければいけませんけれど、減免ですから。通常、ずっと長年に亘ってお金を納めていただいた方の減免ですから。免除をすると、3か月はこちらで持つということで、国の交付金を使わせていただきたいということで、何卒、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 33 号、議案第 34 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 36 報告第 1 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更について)

○議長（吉永秀俊君）

日程第 36、報告第 1 号専決処分に関する報告について（令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更について）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 1 号専決処分に関する報告でございます。令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更について。次のとおり請負契約を変更にすることについて議決を求める。

1、契約変更の理由 令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事契約額の変更。2、契約変更の方法 当初、指名競争入札による契約。変更、随意契約。3、変更前契約金額 6897 万円。4、変更後契約金額 6836 万 2800 円。5、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856 番地 7、会社名 有限会社山田組、代表取締役 山田秀一。

詳細につきましては、建設課長に説明させます。よろしく申し上げます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

報告第 1 号につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

本工事につきまして、令和 3 年の 11 月の臨時議会において契約変更の議決を頂いております。今回の変更で精算となります。前回の変更から復旧面積等の変更はありませんので、資料は添付しておりません。

今回の変更内容としましては、前回の変更の際に、概算で計上しておりました転石の処分料を実績に応じて変更いたしまして、60 万 7200 円の減額となっております。説明は以上となります。

○議長（吉永秀俊君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 1 号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 2 時 58 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富男